

帝國鑛業開發株式會社法案要綱

第一 總 則

一、帝國鑛業開發株式會社ハ重要鑛物（金鑛及砂金ヲ除ク以下之ニ同ジ）ノ資源ヲ開發シ其ノ増産ヲ圖ル爲必要ナル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トスルコト

二、帝國鑛業開發株式會社ノ資本ハ三千万圓トシ内一千五百万圓ハ政府ノ出資トスルコト

第二 役 員

三、帝國鑛業開發株式會社ニ社長副社長各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置クコト

第三 事 業

四、帝國鑛業開發株式會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトスルコト

(一)重要鑛物ヲ目的トスル鑛業

(二)重要鑛物ニ關スル鑛床ノ調査

(三)重要鑛物ヲ目的トスル鑛業ニ對スル技術ニ關スル指導

(四)重要鑛物ノ賣買又ハ其ノ斡旋

(五)重要鑛物ヲ目的トスル鑛業又ハ製鍊業ノ爲必要ナル器具、機

械、材料又ハ設備ノ賣買

(六)重要鑛物ヲ目的トスル鑛業又ハ製鍊業ニ對スル資金ノ融通又

ハ投資

帝國鑛業開發株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ノ外本會

社ノ目的達成上必要ナル諸事業ヲ爲スコトヲ得ルコト

第四 鐵業開發債券

五 帝國鐵業開發株式會社ハ拂込ミタル株金額ノ五倍迄鐵業開發債券ヲ發行スルコトヲ得ルコト

六 政府ハ鐵業開發債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得ルコト

第五 監督及助成

七 政府ハ特殊會社一般ノ例ニ從ヒ帝國鐵業開發株式會社ノ業務ヲ監督スルコト

八 政府ハ帝國鐵業開發株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ重要鐵物ノ増産上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得ルコト

前項ノ規定ニ依リ重要鐵物ノ増産上必要ナル命令ヲ爲シタルトキ

ハ政府ハ勅令ノ定ムル處ニ依リ之ニ因リテ生ジタル損失ヲ補償ス  
ルコトヲ得ルコト

九、帝國鐵業開發株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金  
額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百  
分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ  
爲スコトヲ要セザルコト

七、帝國鐵業開發株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金  
額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百  
分ノ四ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ初營業年度及爾後五年間ヲ  
限り之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベキコト

十二、帝國鐵業開發株式會社ニハ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間所得稅

及營業收益税ヲ免除スルコト

第六 其ノ他

十二以上ノ外準備金、罰則及附則等ニ必要ナル規定ヲ設クルコト

拓申 七

昭和十四年三月十三日

内閣書記官長

内閣書記官

昭和十四年三月十四日  
昭和十四年三月十七日

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

立

陸軍大臣

文部大臣

遞信大臣

立

厚生大臣

立

内務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

近衛樞密院議長

大藏大臣

立

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

別紙 拓務大臣 請議 南洋 群島 鑛

業 令 中 改正ノ 件

ヲ 審査スルニ 右ハ 相當ノ 儀ト 思考ス 依テ 請議ノ 通

去 司

九

閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

呈案附箋一通

法  
制  
局

法制局 第七號

昭和十四年一月十九日

殖商第一二九四號



主任 殖産局 渡部 書記官



南洋群島鑛業令中改正ノ件

南洋群島バラオ諸島ニ於テ亞鉛鑛發見セラレタルニ付テハ本鑛ヲ法定鑛物ト爲スノ要アルニ由リ南洋群島鑛業令中改正ノ必要ヲ認ム仍テ別紙勅令案ヲ提出ス  
右閣議ヲ請フ

昭和十四年一月十九日

拓務大臣 八田 嘉明



内閣總理大臣 男爵 平沼 騏一郎 殿

拓甲 七

石 務 省



朕南洋群島鑛業令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十四年三月十六日

内閣總理大臣

拓務大臣

勅令第六十三號

拓務省

南洋群島鑛業令中左ノ通改正ス

第一條第二項中「銅鑛、」ノ下ニ「亞鉛鑛、」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

上奏書用紙

(日本標準規格 B4)

理由

南洋群島パラオ諸島バベルダオブ島ニ於テ有望ナル亜鉛鑛發見セラレタルニ付本鑛ニ南洋群島鑛業令ヲ適用スルノ要アルニ由ル

說明

バラオ諸島バベルダオブ島アイライ村東海岸コイグル部落ノ北方  
海拔約百三十メートルノ三角山ヲ中心ニ發達スル亞鉛鐵礦床ハ安  
山岩ヲ母岩トスル多數ノ鐵脈群ヨリ成リ其ノ一ハ脈巾三・六五メ  
ートル露頭延長三百メートルニ達ス

鐵石ハ石英中ニ散點スル閃亞鉛鐵ヨリ成リ黃銅鐵及硫化鐵鐵ヲ伴  
ヒ露頭ノ一部ハ金鐵ヲ成ス

富鐵ハ亞鉛二五・二%、銅一・九%ニ達シ企業價值充分ト認メラ  
ルルニ付亞鉛鐵ヲ法定鐵物トシ、之ガ圓滑ナル開發ヲ期セントス

南洋群島鑛業令（抄）

第一條 本令ニ於テ鑛業ト稱スルハ鑛物ノ採掘及之ニ附屬スル  
事業ヲ謂フ

本令ニ於テ鑛物ト稱スルハ金鑛、銀鑛、銅鑛、鐵鑛、硫化鐵  
鑛、マンガソ鑛、ニツケル鑛、ボークサイト、燐鑛、石炭、  
硫黃、石綿、石膏、重晶石、耐火粘土及大理石ヲ謂フ

本令ニ於テ鑛業權ト稱スルハ鑛區ニ於テ許可ヲ受ケタル鑛物  
ヲ採掘シ及之ヲ取得スル權利ヲ謂フ

本令ニ於テ鑛區ト稱スルハ鑛業ノ許可ヲ受ケタル土地ノ區域  
ヲ謂フ

參照

朕南洋群島鑛業令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム

御名 御璽

昭和十二年五月二十一日

内閣總理大臣 林 銑十郎  
拓務大臣 結城豊太郎

勅令第二百十四號(官報五月二十二日)

南洋群島鑛業令

第一條 本令ニ於テ鑛業ト稱スルハ鑛物ノ  
採掘及之ニ附屬スル事業ヲ謂フ

本令ニ於テ鑛物ト稱スルハ金鑛、銀鑛、銅  
鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、マンガン鑛、ニッケル  
鑛、ボーキサイト、燐鑛、石炭、硫黄、石綿、  
石膏、重晶石、耐火粘土及大理石ヲ謂フ

本令ニ於テ鑛業權ト稱スルハ鑛區ニ於テ  
許可ヲ受ケタル鑛物ヲ採掘シ及之ヲ取得  
スル權利ヲ謂フ

本令ニ於テ鑛區ト稱スルハ鑛業ノ許可ヲ  
受ケタル土地ノ區域ヲ謂フ



内  
閣

拓田第二一號

案起

昭和十四年三月十五日

閣議決定 昭和十四年三月十六日施行  
裁可 昭和十四年三月十七日

昭和十四年三月二十三日 公布

內閣總理大臣 **近衛**

內閣書記官長

內閣書記官

外務大臣

**近衛**

陸軍大臣

**梅津**

文部大臣

**有田**

遞信大臣

**近衛**

厚生大臣

**近衛**

內務大臣

**近衛**

海軍大臣

**近衛**

農林大臣

**堀**

鐵道大臣

**堀**

近衛書記官

大藏大臣

**近衛**

司法大臣

**近衛**

商工大臣

**近衛**

拓務大臣

**近衛**

別紙兩院ノ議決ヲ經タル明治四十五年法律第三十三號中改正法律案ヲ審査スルニ右ハ貴族院

議長上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ可然ト認ム

上諭案

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル明治四十五年法律第二十三號中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十四年三月二十二日

内閣總理大臣

拓務大臣



法律第十八號

(上奏ノ通)

内閣

貴族院ハ兩院ノ議ヲ經タル  
明治四十五年法律第二十三號  
中改正法律案ノ裁可ヲ奏請  
又

昭和十四年三月十五日

貴族院議長伯爵松平賴壽



明治四十五年法律第二十三號中左ノ通改正ス

第一條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ樺太ニ於テ人造石油製造事業法第二條ノ規定ニ依リ人造石油製造事業ノ許可ヲ受ケタル會社ニ對シテハ行政官廳其ノ採掘料ヲ定メ之ヲ許可スルコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十五年法律第二十三號中  
改正法律案

右衆議院ノ議決ヲ經タル政府提出案本院ニ於  
テ可決セリ依テ御執奏相成度議院法第三十一  
條ニ依リ此段申進候也

昭和十四年三月十五日

貴族院議長伯爵松平賴壽



内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿



明治四十五年法律第二十三號中改正法律案帝國議會へ提出ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十四年一月三十日

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎



白  
月

拓甲 二一

昭和十四年一月三十日

昭和十四年一月三十日

内閣書記官長

内閣書記官



内閣總理大臣 位

法制局長官



外務大臣

位

陸軍大臣

位

文部大臣

位

逓信大臣

位

厚生大臣

位

内務大臣

位

海軍大臣

位

農林大臣

位

鐵道大臣

位

近衛樞密院議長

大藏大臣

位

司法大臣

位

商工大臣

位

拓務大臣

位

別紙拓務大臣請議明治四十五年法律第二

十三號中改正法律案

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通

去 制 局



明治四十五年法律第二十三號中改正法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

昭和十四年一月三十一日 衆へ

内閣總理大臣

拓務大臣



法制局拓第二〇號

昭和十四年一月廿六日

主任 殖産局渡部書記官

殖商第一二八五號

明治四十五年法律第二十三號中改正ノ件

現下ノ時局ニ鑑ミ樺太ニ於ケル人造石油製造事業ノ振興ニ資スル爲  
明治四十五年法律第二十三號中改正ヲ要スルモノアリト認ム仍テ別  
紙法律案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

昭和十四年一月二十六日

拓務大臣 八田 嘉 明



内閣總理大臣 男爵 平沼 騏一郎 殿

拓甲二一

拓務省

明治四十五年法律第二十三號中左ノ通改正ス

第一條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ樺太ニ於テ人造石油製造事業法ニ依リ人造石油製造事業ノ

許可ヲ受ケタル會社ニ對シテハ行政官廳其ノ採掘料ヲ定メ之ヲ許

可スルコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條ノ規定

明治四十五年法律第二十三號中改正法律案理由書

ル爲<sup>明治四十五年法律第二十三號中改正</sup>封鎖炭田ノ石炭採  
掘ニ付人造石油製造事業ヲ振興シ併セテ樺太ノ拓殖ニ資ス  
法ニ依ラズ其ノ採掘料ヲ定メ之ヲ許可シ得ルコトトシ以テ其ノ事  
業ノ遂行ニ便ナラシム<sup>三號中改正</sup>要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル  
所以ナリ

明治四十五年法律第二十三號中改正  
法律案說明書

我國ニ於ケル石油産額ハ僅ニ總需要量ノ一割ニ足ラズ他ハ總テ海外ヨリノ輸入ニ依存シツツアルノ現状ニ鑑ミ國內石油資源ノ開發、海外石油資源ノ確保及開發等ヲ圖ルト共ニ速ニ人造石油製造事業ノ振興確立ヲ圖リ以テ液體燃料ノ供給ヲ確保スルハ國防上及産業上刻下ノ急務ナルヲ以テ樺太ニ於テモ其ノ石炭賦存ノ狀況ニ照シ人造石油製造事業ヲ振興スルハ國策ノ線ニ沿フノミナラズ樺太ノ拓殖上亦裨益スル所甚大ナリト認メラルル處偶々國策會社タル帝國燃料興業株式會社ニ於テハ其ノ設立ノ本旨ニ鑑ミ樺太ノ封鎖炭田ノ一部ヲ基礎トシ大規模ノ人造石油製造工場ヲ建設セントスルノ計畫ヲ樹ツルニ

至レルガ封鎖炭田ノ石炭採掘ニ關シテハ現行法ニ於テハ縱令人造石油製造事業ニ必要ナル場合ト雖之ガ採掘料ヲ競争入札ニ付セザルベカラザルコトトナレルニ付此ノ場合政府ノ方針ニ即セザル企業者ニ落札許可セラルルコトナキヲ保シ難カラザルノミナラズ我國ニ於ケル人造石油製造事業ノ現状ハ漸ク其ノ緒ニ就キタルニ過ギズ且工場建設費ニ莫大ノ資本ヲ要シ操業亦困難ニシテ採算上到底其ノ收支相償ハザルベキヲ以テ競争ノ結果多額ノ採掘料ヲ支出シテ本事業ノ經營ヲ爲サンコトハ殆ド不可能事ナルベク旁々人造石油製造事業法ニ於テハ本事業ヲ許可事業ト爲シ居ル點ヲモ考慮スルトキハ人造石油製造事業ニ必要ナル場合ニ限り競争入札ニ付セズ特ニ行政官廳其ノ

採掘料ヲ定メ之ヲ許可シ得ルコトトスル必要アルモノトス蓋シ封鎖  
炭田ヲ設置シタル法ノ精神ハ要スルニ我國燃料政策上將又樺太ノ拓  
殖上必要ナル時期ニ於テ適當ナル資格者ニ之ガ採掘ヲ許可シ恒久的  
施設ノ下ニ科學的經營ヲ爲サシムル爲鐵業法ニ依ル一般ノ鐵業出願  
ヲ排除セントシタルニ在ルモノナルヲ思ヘバ本改正案ノ如ク企業目  
的、企業計畫及企業者ノ如何ニ依リテハ特別ナル開封ノ途ヲ拓クハ  
最モ封鎖炭田ヲ設置シタル趣旨ニ適合スル所以ナリト認メラル

明治四十五年法律第二十三號（樺太ニ於ケル石炭ノ採掘ニ關スル法律）

第一條 樺太ニ於テハ主務大臣ノ指定シタル區域内ノ石炭採掘ニ付採掘料ヲ徵收ス

前項ノ區域内ニ於ケル石炭ノ採掘ハ其ノ採掘料ヲ競争入札ニ付シ落札者ニ之ヲ許可ス

競争入札加入者ノ資格及競争入札ノ方法ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 行政官廳ハ前條ノ規定ニ依ル採掘ノ許可ニ條件ヲ附スルコトヲ得

前項ノ條件ニ依リテ生スル鑽業權者ノ義務ハ鑽業權ト共ニ移轉ス

第三條 鑛業權者採掘料ヲ完納セズ又ハ許可ノ條件ニ違反シタルト

キハ行政官廳ハ其ノ鑛業權ヲ取消スコトヲ得

第四條 採掘料ノ徵收ニ關シテハ國稅徵收法及明治四十年法律第三  
十四號ヲ準用ス但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次クモノトス

附 則

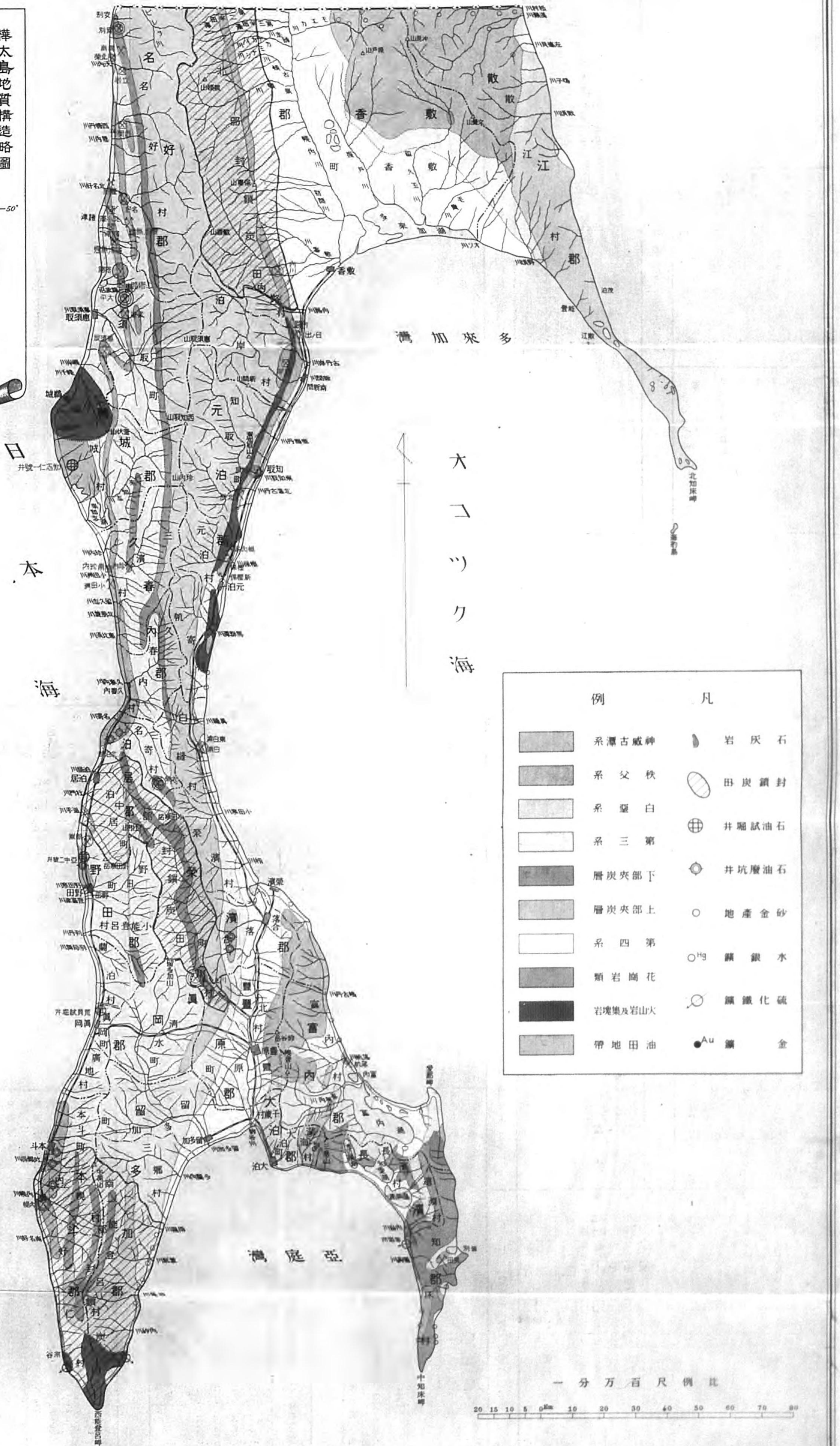
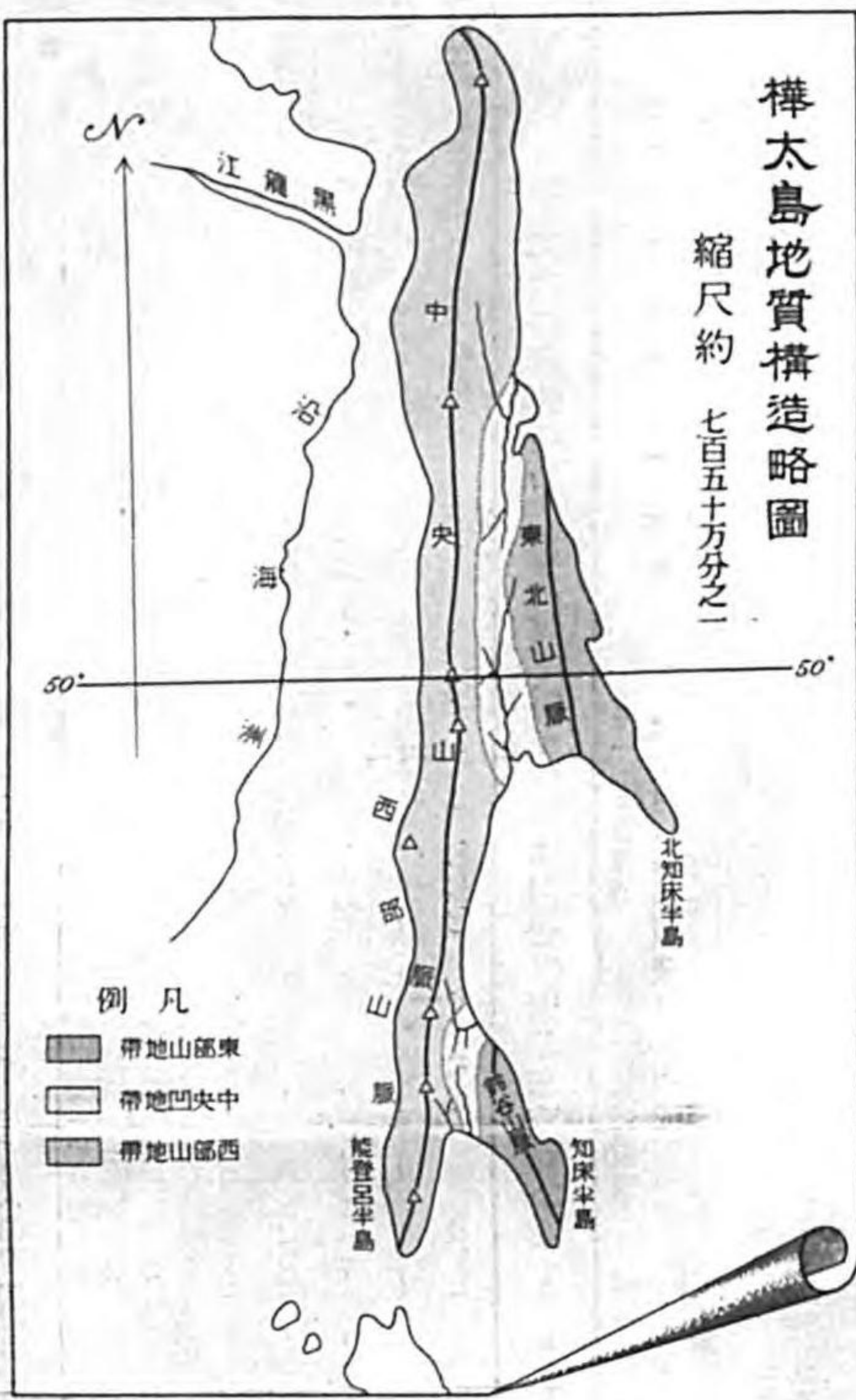
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際第一條ノ區域内ニ於ケル國ノ石炭採掘區域ニ付テハ國  
ハ其ノ鑛業權ヲ有ス

タイプライター用紙 (青田納)



# 樺太島地質及鑛山分布圖



礦炭行標

⊗	上以越万拾五炭出年
⊗	上以越万拾四炭出年
⊗	上以越万拾參炭出年
⊗	上以越万拾貳炭出年
⊗	上以越万拾炭出年
⊗	上以越万五炭出年
⊗	下以越万五炭出年
⊗	ノモノ中業起

例凡

■	系澤古威神	⊗	岩灰石
■	系父快	⊗	田炭鑽封
■	系壘白	⊗	井嗣試油石
■	系三第	⊗	井坑廢油石
■	層炭夾部下	○	地產金砂
■	層炭夾部上	○ <sup>Hg</sup>	鑛銀水
■	系四第	○	鑛鐵化硫
■	類岩崗花	●	鑛金
■	岩塊集及岩山大		
■	帶地田油		

Table with 3 main sections: 試掘鑛區數及坪數 (昭和十三年一月一日現在), 採掘鑛區數及坪數 (昭和十三年一月一日現在), and 砂鑛區數、坪數及延長 (昭和十三年一月一日現在). Each section contains columns for year, area, and production volume.

Table with 3 main sections: 採行炭鑛產高、鑛夫數、賃金、出炭能率、平均出役歩合等 (昭和十二年申分), 郡別出願件數及鑛區數 (出願・昭和十二年申分), and 鑛夫扶助料支給額 (昭和十二年申分). Includes columns for production, labor, wages, and subsidies.

Table with 3 main sections: 出願件數 (昭和十二年申分), 採掘鑛區數 (昭和十二年申分), and 砂鑛鑛區數 (昭和十二年申分). Includes columns for application status, mining area, and sand mining area.

Table with 3 main sections: 出願件數 (昭和十二年申分), 採掘鑛區數 (昭和十二年申分), and 砂鑛鑛區數 (昭和十二年申分). Includes columns for application status, mining area, and sand mining area.

Table with 3 main sections: 出願件數 (昭和十二年申分), 採掘鑛區數 (昭和十二年申分), and 砂鑛鑛區數 (昭和十二年申分). Includes columns for application status, mining area, and sand mining area.

Table with 3 main sections: 石炭低溫乾燥 (昭和十二年申分), 鑛夫移動圖 (昭和十二年申分), and 石炭炭量關係 (昭和十二年申分). Includes columns for coal processing, labor movement, and coal quantity relationships.



昭和12年樺太鑛業の趨勢

## 昭和12年樺太鑛業の趨勢

### 1. 出 願

昭和12年中に於ける出願状況は第1表に示す如く、鑛業にありては試掘出願3,942件、採掘出願21件、合計3,963件にして前年に比し、採掘出願は稍々減少せるも試掘出願は3倍以上に達し、合計に於ては最高記録を示し、又砂鑛出願に於ても116件にして之亦領有以來の最高記録を示せり

斯く出願件数の異常なる増加を示せるは非常時局下に於ける鑛物資源の重要性が加大せられたるに依るは言を俟たざる處なるが、更に之を仔細に見るに、特に石炭試掘出願の増加が大部分を占め、島内至る處に之が出願を見るに至り次いで例年に比し金屬鑛の試掘出願、就中金、銀、硫化鐵鑛の出願が著るしく増加せるを認め得べし

第1表 昭和12年中鑛種別出願數

鑛種別	受理件數			鑛種別	砂鑛
	試掘	採掘	計		
石炭	3,142	21	3,163	砂金	7
石油	82	—	82	砂鐵	15
金	3	—	3	砂白金、砂鐵、砂格魯謨鐵	46
金、銀	9	—	9	砂格魯謨鐵	35
金、銀、銅	21	—	21	砂格魯謨鐵、砂鐵	2
金、銀、銅、鐵	54	—	54	砂白金、砂金	3
鐵	48	—	48	砂金、砂鐵	1
硫化鐵	17	—	17	砂金、砂鐵、砂格魯謨鐵	5
金、銀、銅、鉛、亞鉛、硫化鐵	343	—	343	砂白金、砂格魯謨鐵	2
金、銀、銅、硫化鐵	69	—	69		
格魯謨鐵	37	—	37		
鐵、硫化鐵、格魯謨鐵	4	—	4		
瀉 俺	1	—	1		
金、銀、銅、鐵、亞鉛	1	—	1		
金、銀、銅、亞鉛	1	—	1		

金、銀、格魯漢鐵	3	—	3		
金、銀、銅、格魯漢鐵	2	—	2		
金、銀、銅、硫化鐵、格魯漢鐵	2	—	2		
鐵、格魯漢鐵	1	—	1		
金、銀、銅、硫化鐵、亞鉛	4	—	4		
金、銀、銅、鐵、鉛、亞鉛、硫化鐵	75	—	75		
金、銀、銅、鐵、硫化鐵	5	—	5		
金、銀、銅、水銀	7	—	7		
金、銀、硫化鐵	11	—	11		
計	3,942	21	3,963	計	116
不受理又は返付したる件數	288	1	289	不受理又は返付したる件數	19
合計	4,230	22	4,252	合計	135
昭和11年中計	1,227	27	1,254	昭和11年中計	80

第2表は之等出願件數の地方別分布狀況を示したるものにして、石炭は有望なる民有炭田の多き名好郡依然として最も多く、約 1,300 件を算し、其他に於ては殆んど各郡に分布し、榮濱、眞岡、野田、久春内、鶴城、元泊及散江の各郡は何れも 200 件内外に達せり、石油は既に前年に於て有望地帯何れも出願を了し、昭和12年に於ては寧ろ出願件數減少せるが、金屬に於ては敷香、散江兩郡内に新に存在を豫想せらるゝに至りたる金、銀、硫化鐵鑛、其他金屬鑛物の探究熱の旺盛となりたる結果に依る豊原、富内、留多加、本斗各郡に於ける金、銀、銅、鐵、硫化鐵鑛等の著るしき出願増加を見るに至り、尙砂鑛に於ては野田郡に於ける砂鐵、敷香、散江兩郡内に於ける砂クローム鐵の出願多かりき

第2表 昭和12年中郡別出願件數

郡別	受理件數				計	不受理又は返付したる件數	合計
	石炭	石油	金屬	砂鑛			
豊原	23	8	52	—	83	3	86
榮濱	231	9	8	—	248	5	253
大泊	3	—	2	—	5	—	5
長濱	115	—	13	3	131	2	133
富内	34	8	49	—	91	1	92
留多加	105	—	53	—	158	—	158

本斗	33	1	71	—	105	11	116
眞岡	196	14	—	—	210	3	213
野田	200	6	2	21	229	9	238
泊居	95	—	—	—	95	3	98
久春内	226	—	2	—	228	6	234
鶴城	196	20	15	—	231	13	244
名好	1,294	11	43	3	1,351	117	1,468
元泊	236	5	4	—	245	11	256
敷香	176	—	279	28	483	103	586
散江	—	—	125	61	186	20	206
管轄外	—	—	—	—	—	1	1
計	3,163	82	718	116	4,079	308	4,387

## 2. 鑛 區

昭和12年末に於ける鑛區數は第3表に示す如く、試掘鑛區485、面積330,132,026坪、採掘鑛區數94、面積92,007,705坪にして前年に比し何れも増加を示し、特に試掘鑛區は數に於て60%、面積に於て50%の著増なり、然して之等増加の原因は大部分石炭鑛區の設定に依るものなるが、尙石油鑛區及多少の金屬鑛區の設定増加をも擧げ得べし、砂鑛に於ては鑛區數竝に面積共前年と同様にして鑛區の設定を見るに至らざりき

第3表 昭和12年末鑛種別鑛區數、砂鑛區數、面積及延長

鑛種別	試掘		採掘		計	
	鑛區數	面積	鑛區數	面積	鑛區數	面積
石炭	421	286,535,526	83	82,687,917	504	369,223,443
石油	55	39,100,250	10	8,764,822	65	47,865,072
金、銀	2	1,117,540	—	—	2	1,117,540
金、銀、銅	1	303,500	1	554,966	2	858,466
金、銀、銅、鐵	2	74,750	—	—	2	74,750
金、銀、銅、硫化鐵	1	955,900	—	—	1	955,900
金、銀、銅、鉛、亞鉛	1	480,000	—	—	1	480,000
水銀	2	1,564,560	—	—	2	1,564,560
計	485	330,132,026	94	92,007,705	579	422,139,731

昭和 11 年末計	308	221,446,032	83	81,381,962	391	302,827,994
鑛 種 別	砂		鑛			
	鑛 區 數	面 積	鑛 區 數	延 長	延 長	延 長
砂 金	5	545,900	8	16.0.0		
砂 金、砂 水 銀	—	—	1	0.19.35		
砂 鐵	1	72,000	—	—		
砂 白 金	1	90,000	—	—		
砂 金、砂 白 金	1	29,900	—	—		
砂 金、砂 鐵	2	120,430	—	—		
長 砂	2	220,550	—	—		
計	12	1,078,780	9	16.19.35		
昭和 11 年末計	12	1,078,780	9	16.19.35		

第 4 表は之等鑛區の分布状況を示せるものにして、全鑛區數 600 の中名好郡が約 315 にして約半數を占め、久春内郡の 52 之に次ぎ、次いで元泊郡、泊居郡、鷓城郡の順位となり、之等の順位は石炭鑛區數の夫と略々一致せり、石油鑛區の最多なるは名好郡にして、本斗郡、榮濱郡之に次ぎ、金屬鑛區の設定あるは長濱、本斗、鷓城、名好の各郡なり

第 4 表 昭和 12 年末郡別鑛區數及砂鑛區數

郡 別	石 炭	石 油	金 屬	砂 鑛	計
豊 原	1	—	—	—	1
榮 濱	12	13	—	2	27
大 泊	—	—	—	3	3
長 濱	12	—	3	4	19
富 内	2	—	—	1	3
留 多 加	4	—	—	—	4
本 斗	2	15	2	—	19
眞 岡	1	6	—	—	7
野 田	10	2	—	1	13
泊 居	28	5	—	—	33
久 春 内	46	6	—	—	52
鷓 城	26	2	3	—	31
名 好	297	16	2	—	315

元 泊	35	—	—	1	36
歌 香	28	—	—	—	28
散 江	—	—	—	9	9
計	504	65	10	21	600

### 3. 鑛 産 額

昭和 12 年當初に於ける樺太出炭豫想量は約 280 万噸の見込なりしが、配船關係の不圓滑、荒天の影響等に依る島外移出炭量の減少は必然的に出炭制限の止む無きに至り、豫定より約 26 万噸を減じて 2,535,574 噸となれり、然れ共之を前年に比する時は約 46 万噸の増産にして樺太の石炭鑛業は時局を反映して益々進展の一路を辿れり

第 5 表は各炭鑛別鑛産額及鑛産價額を示せるものにして、内幌、知取、白浦の 3 炭鑛が僅少の減産をなせる外、何れも増産を示し、特に塔路炭鑛は着々増産計畫進捗して約 20 万噸を、安別炭鑛は約 7 万噸を、大平、川上、増田名好の各炭鑛は何れも 4~5 万噸を増産せり、樺保炭鑛の増産は前年迄東海炭鑛として稼行せるものを合併稼行し、同炭鑛の出炭量を包含するものにして、従つて其他に於て約 46,000 噸の減産を示せるは東海炭鑛としての出炭皆無となりし爲なり

尙内幌炭鑛に於ては附屬事業として石炭低溫乾溜を行ひ、昭和 12 年出炭量 217,122 噸の中 102,367 噸を低溫乾溜原料炭として使用し、夫より第 5 表に示せる各種製品を産出し、前年に比し何れも増産を示せり

第 5 表 昭和 12 年鑛産額及鑛産價額表

鑛 山 名	種 別	鑛 産 額	鑛 産 價 額	鑛 産 額 對 前 年 比 較
大 平	石 炭	606,076	4,947,405.50	+ 49,163
塔 路	"	399,039	3,025,810.50	+ 214,798
川 上	"	371,190	3,436,235.50	+ 43,549
内 幌	"	217,122	807,858.30	- 22,479
知 取	"	134,318	1,016,902.60	- 1,821
惠 須 取	"	116,026	762,073.20	+ 2,100

安	別	"	114,533	1,176,940.00	+	73,013
大	榮	"	104,368	981,999.20	+	11,533
内	川	"	85,626	631,216.70	+	6,878
白	浦	"	73,327	515,724.60	-	16,302
鶴	巢	"	66,866	366,323.20	+	2,072
樫	保	"	52,161	322,349.50	+	48,688
増	名	"	51,451	348,238.00	+	46,831
美	好	"	45,519	297,284.90	+	16,541
小	田	"	39,932	302,883.30	+	13,450
興	洲	"	24,026	257,506.00	+	5,495
珍	南	"	21,308	146,213.50	+	5,922
幌	内	"	8,017	48,465.50	+	5,129
武	保	"	2,060	14,273.50	+	1,695
共	道	"	2,609	15,390.40	-	45,838
其	他	"				
小	計	"	2,535,574	19,421,093.90	+	460,417
内 幌 低 温 乾 溜 工 場	コーライト	49,102.00	319,163.00	+	17,503.00	
	バラヒン	300.75	108,270.00	+	135.67	
	ビツチ	2,983.50	37,293.75	+	937.92	
	ビツチ	24.00	552.00	+	7.95	
	コークス	820.775	98,493.00	+	402.431	
	ガソリン	0.591	21.27	-	3.350	
	粗ガソリン	6,284.659	188,539.77	+	1,433.783	
	クレオソート油	37.044	3,889.62	+	37.044	
	発動機油	11.000	682.00	+	11.000	
	B重油	9.000	252.00	+	9.000	
	含蠟油	10.400	1,248.00	+	10.400	
	酸性油	16.620	664.80	+	16.620	
コールター						
小	計	—	759,069.21	—	—	
合	計	—	20,180,163.11	—	—	

備考

内幌産額中には低温乾溜用原料炭 102,367 吨を含み産額中には低温乾溜製品價額を含まず

4. 鑛夫の稼働状況

昭和12年末鑛夫数は男7,483人、女379人、合計7,862人にして前年末に比し男1,887人、女66人、合計1,953人の増加となれり、之等の鑛夫中、石油山に從事するもの男27人、内幌低温乾溜工場に從事するもの男101人にして其他は總べて石炭山に從事するものなり

昭和12年中に於ける各炭鑛の鑛夫稼働状況は第6表に示せるが如くにして、前年に比し1工當賃金は20~30銭の高價を示せるが、1工當出炭量は僅少の低下を示し、結局能率比較の基礎たる應當賃金は全鑛夫平均1圓82銭、坑内夫平均1圓30銭にして前年に比し高價にして、之を要するに一般物價の高騰に伴ひ鑛夫賃金の高率となれる一方、採炭能率は不熟練なる新規鑛夫増加に依り稍々低下せるを認めらる

第6表に依り各炭鑛の能率を比較するに、全鑛夫應當賃金は大平炭鑛96銭にして最高能率なるを示し、次いで塔路炭鑛の1圓52銭、川上炭鑛の1圓63銭の順位となり、増田名好炭鑛は1圓82銭にして平均と同額、其他の炭鑛は何れも平均より高價にして能率の劣れる事を示せり

第6表 昭和12年主要炭鑛別1工當賃金及出炭量

炭 鑛 別	全鑛夫1	坑内夫1	全 鑛 夫	坑 内 夫	全 鑛 夫	坑 内 夫
	工當賃金	工當賃金	1 出 炭 量	1 出 炭 量	應 當 賃 金	應 當 賃 金
	円	円	吨	吨	円	円
大 平	2.48	3.10	2.58	4.57	0.96	0.68
塔 路	2.35	2.77	1.55	2.40	1.52	1.15
川 上	2.61	3.04	1.60	2.56	1.63	1.19
内 幌	2.00	2.50	0.95	1.75	2.11	1.43
知 取	2.54	2.92	1.09	1.60	2.33	1.83
惠 須	2.46	2.87	1.31	2.05	1.88	1.40
安 別	2.81	3.86	1.26	2.92	2.23	1.32
大 榮	2.00	2.70	0.95	2.18	2.11	1.24
内 川	2.46	3.12	1.22	2.37	2.02	1.32
白 浦	2.59	3.14	0.71	1.08	3.65	2.91
鶴 巢	2.05	2.53	0.99	1.73	2.07	1.46
樫 保	2.27	2.68	1.10	1.54	2.06	1.74



増田名好	2.80	2.93	1.54	1.84	1.82	1.59
美田	2.16	2.97	0.62	1.64	3.48	1.81
小田洲	2.86	3.16	0.81	1.10	3.53	2.87
興南	2.79	3.41	0.85	1.59	3.28	2.14
珍内	2.17	2.79	0.46	1.04	4.72	2.68
平均	2.40	2.92	1.32	2.24	1.82	1.30
昭和11年平均	2.20	2.63	1.35	2.27	1.69	1.23

### 5. 石炭鑛の變災

昭和12年中に於ける變災回数は石炭山に於て2,131回、内幌低温乾溜工場に於て4回、合計2,135回なるも、内幌低温乾溜工場に於ては僅かに4人の輕傷者を出せるに過ぎず、大部分の死傷者は石炭山に於けるものなり

第7表は昭和12年中に於ける石炭鑛の變災狀況を示したるものにして、變災回數2,131回、死亡者數20人、死傷者總數2,142人、前年に比し回數に於て494回死傷者總數に於て498人の増加を示せりと雖も、死亡者數に於ては8人の減少を見たり、尙之等死傷關係を率を以て比較せんに、出炭1,000噸當死傷率は前年の0.77に比し、0.82、又1,000工當死傷率は前年の1.03に比し1.07にして何れも死傷率昂上せるは誠に遺憾にして災害の増加せるを物語れるものなり、然れ共出炭10,000噸當死亡率は前年の0.13に對し0.07、稼働10万工當死亡率は前年の1.75に對し1にして著るしき低下を示し貴重なる人命を失する事の少かりしは喜びとする處なり

災害の種類中最も多きは依然として落磐に因るものにして、鑛車に因るもの之に次ぎ、機械に依るもの第3位を占め、以上3種類の災害の合計は全体の約半數を占む、死亡者の最も多きは落磐なるは前年と同様なるが、前年に死亡者皆無なりし發破又は爆發藥の爲に5人の死亡者を出せるは注目に價すべく發破方法及爆發藥の取扱に特段の注意を要すべき事を示唆せり

前年に於ては3回の瓦斯爆發ありたるも、昭和12年に於ては此種變災皆無なりしは各炭鑛當事者並従業員の自肅自戒に依る賜物なるが、此種災害の被害の重大なるに鑒み今後更に一層の警戒を必要とす

第7表 昭和12年石炭鑛變災統計

種 別	回 數	死 傷 人 員				
		死 亡	重 傷	輕 傷	計	
坑 内	落 磐	611	9	26	580	615
	捲揚斜坑に於て	3	—	—	3	3
	自動車道又は捲揚車道に於て	31	1	—	31	32
	鑛 車 の 爲	275	3	11	263	277
	發破又は爆發藥の爲	15	4	7	6	17
	瓦斯の中毒又は窒息	1	—	—	1	1
	出 水	1	—	1	—	1
坑 外	機 械 の 爲	98	—	2	95	98
	其 の 他	786	1	23	763	787
	計	1,821	18	70	1,743	1,831
坑 外	機 械 の 爲	34	—	1	33	34
	汽罐の破裂の爲	1	—	1	—	1
	爆發藥の爲	2	1	2	—	3
	鑛車又は架空索道の爲	77	1	4	72	77
	其 の 他	196	—	4	192	196
計	310	2	12	297	311	
合 計	2,131	20	82	2,040	2,142	
昭和11年合計	1,637	28	54	1,562	1,644	

千噸當死傷率 千工當死傷率 万噸當死亡率 10万工當死亡率

昭和10	0.82	1.04	0.07	0.92
" 11	0.77	1.03	0.13	1.75
" 12	0.82	1.07	0.07	1.00

鑛夫扶助料支給額は第8表に示せる如く、昭和12年中に於て229,409圓44銭を支給し、之が扶助を受けたる人員3,120人、1人當平均扶助額73圓53銭にして前年に比し扶助額30,578圓83銭、扶助人員393人、1人當平均扶助額62銭を増加せり

第8表 礦夫扶助料支給額

費目	昭和10年	昭和11年	昭和12年
療養費	62,647.24	87,166.58	86,766.51
休業扶助料	40,800.25	58,120.76	87,285.35
障害、打切扶助料	22,558.26	27,154.30	31,953.41
遺族扶助料	12,018.01	24,417.28	21,831.17
葬祭料	1,044.27	1,971.69	1,572.99
計	139,068.03	198,830.61	229,409.44
扶助を受けたる人員	1,628人	2,727人	3,120人
1人當平均扶助額	85.42円	72.91円	73.53円

6. 石炭の需給関係

昭和12年に於ける樺太の石炭需給関係は第9表に示せる如く、前年よりの繰越炭 139,028 吨、移入炭 765 吨、産出炭 2,535,574 吨、合計 2,675,367 吨の供給に對し、移出炭 1,135,176 吨、島内消費炭 1,218,776 吨、合計 2,353,952 吨の需要にして、昭和13年への繰越炭は 321,415 吨なり、移出炭が前年に比し僅かに約 10 万 吨の増加に過ぎざりしは産出額の項に於ても述べたる如く、配船の不圓滑に依るを主原因とするものにして、一面年末貯炭は約 32 万 吨の多きに達せり、即ち年初に於ける移出炭豫想量は 150 万 吨内外なりしが實績に於て約 40 万 吨を減少の止むなきに至り、其の影響は産出量に於て約 25 万 吨の制限を受け、貯炭量に於て約 15 万 吨を増加するの結果となれるものなり、島内消費炭は化學工業用、低温乾溜用及炭礦自家用等の増加に依り前年に比し約 15 万 吨を増加せり

第9表 石炭需給状況

種別	昭和10年	昭和11年	昭和12年
前年より繰越貯炭	77,164	140,570	139,028
移入炭	2,604	3,454	765
産出炭	1,515,647	2,075,157	2,535,574
計	1,595,415	2,219,181	2,675,367

移出炭	492,749	1,027,120	1,135,176
化學工業用	628,731	651,990	726,867
食料品工業			7,649
鐵道用	43,638	46,053	46,605
低温乾溜用	29,565	64,659	102,367
炭礦山元動力用	69,927	100,041	70,926
同山元自家用			60,063
官業用	153,704	138,143	1,839
煖、煉、浴用			137,571
雜業用			6,822
内船焚料	36,531	52,147	58,067
計	962,096	1,053,033	1,218,776
次年へ繰越炭	140,570	139,028	321,415

備考 移出炭量中には輸出炭 7,823 吨を含む

昭和12年中に於ける島外移出状況は第10表に示すが如くにして、積出状況は西海岸惠須取方面を第1とし約 69 万 吨にして全体の過半数を占め、大泊方面より約 14 万 吨にして第2位、次いで安別、真岡方面の約 10 万 吨宛の順となり居れり

仕向状況は東京方面への約 37 万 吨、阪神方面への約 24 万 吨、裏日本方面への約 21 万 吨、名古屋方面への 13 万 吨を主要なるものとす、九州方面への約 6 万 吨は塔路炭礦より八幡向送炭せるもの、朝鮮方面への約 25,000 吨は大平炭礦より城津へ、塔路炭礦より兼二浦、興南へ送炭せるもの、香港向は塔路炭礦より送炭せるものなり

第10表 昭和12年樺太炭島外移出状況

移出先方面別	惠須取方面	大泊方面	安別方面	真岡方面	珍内方面	東海岸方面	計
東京方面	217,355	50,772	40,020	40,180	1,060	24,146	373,533
阪神方面	164,394	13,260	58,430	4,970	—	—	241,054
名古屋方面	78,212	20,859	—	17,359	—	14,163	130,593
清水方面	63,703	1,000	—	3,470	980	1,285	70,438

裏日本方面	71,347	52,045	—	26,590	35,465	20,303	205,750
九州方面	64,500	—	—	—	—	—	64,500
朝鮮方面	25,350	—	—	—	—	—	25,350
東北方面	—	2,630	—	3,395	—	8,430	14,455
北海道方面	1,580	—	—	—	—	100	1,680
香 港	7,823	—	—	—	—	—	7,823
計	694,264	140,566	98,450	95,964	37,505	68,427	1,135,176

### 7. 石油試掘状況

樺太廳が石油試掘補助金交付規則を制定し積極的に石油試掘の奨励に努むるに至りしは昭和4年にして、爾來日本石油株式會社は本斗郡に於て3坑、榮濱郡及泊居郡に於て各2坑、更に昭和13年2月鷓城郡鷓城村知志仁に開坑せる試掘井を加へ合計8坑、又日本鑛業株式會社は野田郡野田町北方の亞牛に於て補助金の交付を受けず試掘を行ひ深度200~300米の淺層試掘井2坑を掘鑿し現在迄に於ける樺太の石油試掘々進深度總計は約1万米に達し相當の瓦斯發噴及石油徴候を見るも未だ成功に至らず

尙樺太油田開發方針の基礎を確立する爲、昭和10年及同11年の兩年度に於て全島に亘りて油田地質の系統的調査を施行し、其の結果に依り鷓城郡鷓城村知志仁に新開發方針に基く第1井を掘鑿中なり

樺太に於ける石油試掘實績の概況は次の如し

補助有無	坑 井 番 號	位 置	鑛業權者	鑿井開始年月日	鑿井終了年月日	鑿定深度(米)	掘進深度(米)	試 錐 法
補助井	本斗第1號井	本斗郡本斗町大字吐鯨保	日本石油株式會社	昭和4年7月20日	昭和5年9月23日	1,100	1,320.6	851.5米迄ロータリー式 851.5米以上綱式
"	本斗第2號井	本斗郡本斗町大字本斗、吐鯨保(烏舞潭)	"	昭和5年12月13日	昭和8年5月9日	1,450	1,503.9	綱 式
"	圓山第1號井	榮濱郡落合町大字圓山	"	昭和6年10月19日	昭和8年6月26日	1,800	1,337	ロータリー式
"	名寄第1號井	泊居郡名寄村大字名寄、智來	"	昭和7年10月17日	昭和8年12月19日	1,600	1,453.97	"
"	名寄第2號井	"	"	昭和8年10月12日	昭和9年7月11日	1,200	778.38	"

補助井	坑 井 番 號	位 置	鑛業權者	鑿井開始年月日	鑿井終了年月日	鑿定深度(米)	掘進深度(米)	試 錐 法
補助井	圓山第2號井	榮濱郡落合町大字圓山	日本石油株式會社	昭和9年9月3日	昭和10年9月20日	1,600	1,607.8	ロータリー式
"	牛荷潭第1號井	本斗郡内幌村大字氣主、内幌(牛荷潭)	"	昭和10年11月28日	昭和13年3月31日	1,350	1,351.75	778米迄綱式 778米以上ロータリー式
"	知志仁第1號井	鷓城郡鷓城村大字伊皿	"	昭和13年2月19日	昭和13年11月29日(豫定)	600	427 (昭和13年7月末)	綱 式
非補助井	久良志第1號井	野田郡野田町亞牛	日本鑛業株式會社	昭和9年8月26日	昭和10年1月12日		299	輕便綱式
"	久良志第2號井	"	"	昭和10年8月21日	昭和11年9月4日		140.4	上 總 掘

以上の外南樺太石油株式會社は眞岡町荒貝澤に於て昭和11年5月輕便綱式に依り第1號井の試掘に着手せるも掘進幾許もなくして廢坑し、第2號井は同年11月7日着手、深度110米の掘鑿を爲したるも其の後廢坑し試掘状況不詳なり

### 8. 参 考 事 項

明治42年以降昭和12年に至る各年別出炭量及稼行炭礦數を示せば第11表の如し

第11表 各年別出炭量及稼行炭礦數

年 次	出 炭 量	炭 礦 數	年 次	出 炭 量	炭 礦 數	年 次	出 炭 量	炭 礦 數
明治42年	4,564	2	大正8年	135,427	5	昭和4年	635,515	12
同 43年	19,998	1	同 9年	154,293	5	同 5年	644,974	15
同 44年	26,548	3	同 10年	115,255	6	同 6年	637,962	17
大正元年	415	1	同 11年	114,548	6	同 7年	677,389	18
同 2年	83	1	同 12年	163,986	6	同 8年	888,913	17
同 3年	14,653	3	同 13年	199,385	8	同 9年	1,196,647	21
同 4年	27,626	3	同 14年	250,615	8	同 10年	1,515,647	30
同 5年	37,060	4	昭和元年	245,220	9	同 11年	2,075,157	31
同 6年	57,830	5	同 2年	357,046	7	同 12年	2,535,574	28
同 7年	104,695	6	同 3年	539,481	12	合 計	13,379,506	

昭和12年度鑛産物檢定價格を示せば第12表の如し

第12表 昭和12年産物検定価格

産山名	塊炭	一等炭 二等炭	中塊炭	小塊炭	切込炭	粉炭	二號炭	粗炭	無煙炭	自家用炭	其他
川上	9.30	11.00 8.00			9.50	7.00		7.00		3.50	コーライト (噸) 6.50
白浦	9.30				7.70	5.00				3.50	ガソリン (斤) 120.00
檜保	9.30			8.00	7.70	4.50				3.50	粗ガソリン (斤) 36.00
新檜保	8.50									3.50	クレオソ ート油 (斤) 30.00
知取					7.70					3.50	パラフィン (噸) 360.00
北辰					7.20					3.50	ビッチ (噸) 12.50
梶内保	9.00		7.50		7.50	4.00		4.00		3.50	ピッチ コークス (噸) 23.00
内路					7.70					3.50	發動機油 (斤) 105.00
内川		9.00 8.50			7.70					3.50	B重油 (斤) 62.00
日の出					7.20					3.50	含蠟油 (斤) 28.00
内梶	9.30		9.00		7.70	4.80				3.50	酸性油 (斤) 120.00
野田			5.00		4.50					3.50	コール ター (斤) 40.00
鷺巢	9.30		9.00		7.70	4.80				3.50	
大榮	10.80				9.50					3.50	
北泊帆	9.50					4.50				3.50	
小田洲	9.00				7.70					3.50	
珍内	9.50		9.00			6.00	5.00			3.50	
惠須取	9.70		9.00			6.00	3.50	4.50		3.50	
大平	10.50				9.00	7.00				3.50	
塔路	10.50		10.00			7.00	5.00	5.00		3.50	
武道	9.50					6.00		5.00		3.50	
増田無煙										3.50	
増田名好	10.50					7.00	5.00	5.00		3.50	
豊畑										3.50	
奥南										3.50	
安別						(炭) 11.00 (炭) 11.00				3.50	
美田	(等塊) 5.00 9.30		9.00	8.00		10.50 5.00	3.50			3.50	
落帆	8.00					4.00				3.50	

備考 石炭は適當り検定価格を示す

昭和12年中主要炭礦に於ける鑛夫賃金、主要材料及燃料動力使用額は第13表に示すが如し

第13表 主要炭礦鑛夫賃金、主要材料及燃料動力使用額

種別	昭和12年			昭和11年		昭和10年	
	總金額	噸當金額	%	噸當金額	%	噸當金額	%
鑛夫賃金	4,783,129	1.83	50.4	1.62	60.2	1.58	60.1
主要材料							
木材	1,743,523	0.67	18.2	0.49	18.2	0.43	16.3
鐵鋼材	1,145,328	0.43	12.1	0.14	5.2	0.11	4.2
爆薬類	729,081	0.27	7.5	0.21	7.8	0.24	9.1
計	3,617,932	1.37	37.7	0.84	31.2	0.78	29.6
燃料動力							
石炭	441,439	0.17	4.7	0.06	2.2	0.09	3.4
電力	558,008	0.21	5.8	0.16	6.0	0.17	6.5
其他	119,976	0.05	1.4	0.01	0.4	0.01	0.4
計	1,119,423	0.43	11.9	0.23	8.6	0.27	10.3
合計	9,520,484	3.63	100.0	2.69	100.0	2.63	100.0

昭和11年末迄に調査を完了せる區域の埋藏炭量を示せば第14表の如し、但し炭層は純炭部厚さ0.76米(2.5尺)以上、疏水準以下606米(2,000尺)迄とす

第14表 樟太各炭田別埋藏炭量表

炭田名稱	疏水準以上	疏水準以下	合計
北嶺部炭封田	千噸 868	千噸 13,280	千噸 14,148
半田澤 内川	11,702	71,783	83,488
中嶺部炭封田			
泊居 内淵	41,861	56,819	98,500
川上	113,183	484,964	598,147
川上	17,315	98,842	116,157
南部封嶺炭田			
吐鯤保 内梶	10,157	58,492	68,649
南名好 奥内梶	6,237	47,362	53,599
雨龍	5,341	40,502	45,843
		27,400	27,400
	5,310	57,820	63,130
封嶺炭田合計	211,794	957,267	1,169,061

東 海 岸 炭 田	取保	9,352	86,089	95,441
	知岸	18,390	8,960	27,350
	内泊	520	65,147	65,667
西 海 岸 民 有 炭 田	内丹	2,030	2,920	4,950
	知名	21,030	92,190	113,220
	別名	15,220	51,730	66,950
	西塔	5,350	37,920	43,270
	北塔	6,670	93,600	100,270
	大道	4,730	52,810	57,540
	上惠須取	13,180	163,220	176,400
	天内	2,500	47,380	49,880
	幌岸	2,370	10,957	13,327
内	1,900	12,789	14,689	
民有炭田合計		103,242	725,712	828,954
總計		315,036	1,682,979	1,998,015

以上の外登帆、白浦、皆別、久春内及小能登呂炭田等あるも、之等は何れも未調査なる爲埋藏炭量判明せず

樟太炭に就て樟太廳にて行へる石炭分析結果の一例は第15表に示すが如く、其の性質に依りて大休4種に大別する事を得べし

第15表 樟太炭分析結果表

種別	炭種名	炭層及炭種名	水分 (%)	灰分 (%)	揮發分 (%)	固定炭素 (%)	全硫黄 (%)	發熱量 (kcal)	灰軟化點 (°C)	灰熔融點 (°C)	コークスの性状	備考
第1種	増田	1番層	2.33	5.36	9.85	82.46	0.30	7,740	1,290	1,340	不粘結	灰分硫黄分少く、漆黒光澤の無煙炭
	無煙諸津	5尺層	5.17	4.26	12.65	77.92	0.49	7,270	1,280	1,340	"	
第2種	安別	南1坑	0.83	4.91	42.02	52.24	1.38	7,890	1,230	1,325	粘結	灰分、硫黄分少く、強粘結發熱量大、漆黒光澤の高度瀝青炭
	興南	4番層	0.58	3.52	34.76	61.14	0.62	8,270	1,270	1,310	"	
	名好	1號	1.40	6.58	38.96	53.06	0.17	7,770	1,450	—	"	
	塔路	2番層	2.11	2.82	40.02	55.05	0.45	7,840	1,450	—	粘結	
	幌岸	中澤17尺層	0.74	7.03	30.23	62.00	0.51	8,230	1,500	—	粘結	

第3種	大桑	塊炭	3.35	6.05	48.30	42.30	0.19	7,160	1,320	1,395	凝固	灰分、硫黄分少く、粘結性弱又は揮發分多く發熱量大、漆黒光澤の普通瀝青炭
	川上	14番層大塊炭坑	3.57	5.89	48.64	41.90	0.24	7,070	1,285	1,330	"	
	大平	3番層	7.74	1.86	41.81	48.59	0.19	7,230	1,350	1,440	"	
	惠須取	塊炭	6.03	3.47	45.78	44.73	0.17	6,820	1,500	—	"	
	珍内	右2番坑	1.50	12.76	44.80	40.94	0.23	6,870	1,285	1,320	"	
第4種	白浦	1番層塊炭	8.91	3.98	36.79	50.32	0.86	6,580	1,220	1,270	不粘結	水分多く、灰分少く、不粘結性の低度瀝青炭
	鶴巢	1番層	13.26	5.47	38.27	43.00	1.99	6,360	1,290	1,360	"	
	美田	中塊炭	12.10	5.82	38.87	43.21	0.43	6,090	1,320	1,445	稍凝固	
	徑保	5番層	12.51	6.42	44.02	37.05	0.17	6,040	1,370	1,450	不粘結	
	小田洲	本向引立番上(6尺)	15.94	3.14	40.76	40.16	0.43	6,060	1,140	1,210	"	
	内幌	塊炭	10.95	5.36	43.03	40.66	0.18	6,140	1,170	1,245	稍凝固	
内川	9番層北坑	15.29	6.54	39.07	39.10	0.50	5,630	1,145	1,250	"		

(終)

昭和12年樺太に於ける炭礦の稼行状況

## 昭和12年樺太に於ける 炭 礦 の 稼 行 状 況

### 1. 總 説

樺太に於ける昭和12年の出炭量は前年に比し更に増加し、前年の約210万噸に對し約254万噸にして約44万噸を増産して領有以來の最高記録を示し一路躍進を続けつゝあり

各炭礦の稼行状況を見るに、樺太の石炭鑛業も漸次大企業としての形態を具ふるに至り、一時的試探掘を目的とせる小炭礦は何れも影を潜めたる一方、將來相當の大企業を目的として豊富なる資本の下に新規着手せる炭礦多く、尙既稼行の炭礦に於ても極力増産に努めつゝありて、従つて各種機械の新增設、坑内外運搬設備の整備、選炭及發電設備の擴充、採炭方法の改善等大いに見るべきものあり、各方面に亘りて面目を一新しつゝあるの状態なるが、引續き昭和13年に入りても各炭礦何れも諸設備の改善擴充、起業の完成を急ぎつゝありて更に多量の出炭を期待し得らるべしと信ず

### 2. 新に事業に着手せる炭礦

昭和12年中新に事業に着手せる炭礦は次表の如く採掘4にして各礦共將來相當大規模の稼行をなす豫定の下に準備中なり、出炭量は豊畑炭礦に於ける155噸のみにして他は何れも出炭無きも坑内外の諸般の設備に全力を集中しつゝありて大いに發展を囑望せらる

登録番號	炭礦名	礦 區 位 置	礦 業 權 者	着 手 せ る 月
探 138	立 岩	名好郡名好村大字沃内	木原商船鑛業株式會社	12年 9月
探 131	豊 畑	名好郡名好村大字名好	豊畑炭礦株式會社	12年11月
探 113	北小澤	名好郡名好村大字名好	南樺太炭礦鐵道株式會社	12年 7月
探 { 128 129 133 134	諸 津	名好郡名好村大字名好	同	上 12年 7月

### 立岩炭礦

鑛業事務所は名好郡名好村大字沃内字立岩に在り、西海岸惠須取町より北方88軒の海岸に位し、夏期は船運の便あるも冬期に於ては馬櫓の便あるのみにして交通甚だ不便なり

本鑛區は昭和12年11月11日採掘權登録第138號として許可せられたるものにして、地層は西海岸上部炭層中沃内夾炭層に屬し、礫岩、頁岩、砂岩及砂質頁岩の互層よりなり、炭層の傾斜西70度内外、走向北西10度内外にして現在迄に發見せる稼行に堪ゆる炭層は3層あり、開坑方法は立岩川第1支流に於て豎入坑及第1坑の兩坑を開坑せるも何れも岩石坑道にして未だ出炭なし

### 豊畑炭礦

鑛業事務所は名好郡名好村大字名好字豊畑に在り、名好部落に名好川を隔て隣接し夏期は自動車及船運の便あり、本鑛區は昭和12年2月6日中村數太郎採掘權を得、同年4月9日豊畑炭礦株式會社創立せられ同社に採掘權の移轉を見、同年11月1日付を以て鑛業着手届を提出し年末迄に155吨の出炭をなせり

地層は第3紀層に屬し主として頁岩及砂質頁岩の互層にして稀に砂岩を介在す、炭層は名好炭田の一部にして北方は西欄丹恩内炭田南部に接続し上部夾炭層群に屬す、主要炭層は厚さ1.2米より2.0米迄のもの8枚を夾有し傾斜西50度、走向概ね南北なり、開坑方法は豎入坑道に依り掘進延長約250米にて各炭層に着炭せしめる豫定なり、尙其他露頭より沿層坑道を掘進せる坑口數箇所存在し採炭法は全充填長壁採炭法を採用する豫定なり

### 北小澤炭礦

鑛業事務所は名好郡塔路町南樺太炭礦鐵道株式會社塔路鑛業所内に在り、炭礦は西海岸惠須取町より北方37軒の地點より更に北小澤川上流に向ひ7軒の個所に在り、夏期は自動車、冬期は馬櫓の便あり、又坑口より北小澤海岸迄は運炭軌道を敷設中なり

當鑛稼行鑛區は昭和9年8月三菱鑛業株式會社に於て採掘權を設定し、昭和12年7月より開坑に着手せるも同年10月に至り南樺太炭礦鐵道株式會社に鑛業權の移轉を見、現在同社に於て經營中なり

炭層は上部夾炭層群中惠須取夾炭層に屬し有煙炭及無煙炭の兩種の石炭を夾

有し兩種炭層共に相當多數の層數を有す、有煙炭層の走向は不規則なれ共傾斜は20度内外、無煙炭は走向略南北にして傾斜西60度~70度なり

開坑法は豎入坑に依り即ち北小澤7號澤附近の海拔70米の位置に坑口を設定し岩石中に水平豎入坑道を掘進延長40米にして1番層に着炭し、同層に沿ひ探炭坑道200米を掘進せり、尙坑外施設としては前述の如く坑口海岸間運炭軌道の敷設に着工せる他住宅其他諸建物を建設中なり

### 諸津炭礦

鑛業事務所は名好郡塔路町南樺太炭礦鐵道株式會社塔路鑛業所にあり、炭礦は西海岸惠須取町より北方25軒の地點にありて夏期は自動車、冬期は馬櫓の便あり、又坑口より諸津海岸迄は運炭軌道を敷設中なり

當鑛稼行鑛區は4鑛區にして内採登第128號、同第129號は昭和12年1月、採登第133號、同第134號は同年7月共に三菱鑛業株式會社に依り採掘權設定せられ同年10月南樺太炭礦鐵道株式會社之等4鑛區の讓渡を受け現在同社に於て經營す

稼行炭層は上部夾炭層群中惠須取夾炭層に屬し有煙炭層及無煙炭層の兩種の炭層を夾有す、有煙炭層は走向略東西、傾斜は北40度乃至50度にして稼行可能炭層は約9層、炭質は粘結性炭なり、無煙炭層は走向略南北、傾斜西60度~70度にして目下發見せる主要炭層は4層なり

開坑法は最初有煙炭採掘の爲豎入水平坑道を開鑿し年末に於て1番層に着炭せるのみなり、尙坑外設備としては送電線の架設、坑口及海岸間の運炭軌道、選炭場、積込棧橋及住宅其他の諸建物の建設に着手せり

### 3. 事業を擴張し又は擴張に着手したる炭礦

昭和12年中に於て前年に比し増産を爲せる炭礦數18、増産量總計約51万吨なり、之等増産の原因は事業擴張に依るもの、起業完成に依るもの、事業の整備及び能率増進に依るもの等にして事業擴張の内容は新坑口の開鑿、坑道の延長斜坑による水準下の採炭、坑内作業の機械化、稼働人員の増加及坑外設備の充實等なり

次表は昭和12年中に於て事業を擴張し又は擴張に着手したる炭礦の主要なる



ものなり

登録番	炭 礦 名	鑛 區 位 置	鑛 業 權 者
探 23	安 別	名好郡名好村大字安別	新興炭礦株式會社
探 115	興 南	名好郡名好村大字安別	新興炭礦株式會社
探 119	増田名好	名好郡名好村大字名好	増 田 龜 吉
探 85	塔 路	名好郡塔路町大字塔路	南樟太炭礦鐵道株式會社
探 74	大 平	名好郡惠須取町大字大平	樟太鑛業株式會社
探 101	惠 須 取	名好郡惠須取町大字惠須取 名好郡惠須取町大字大平	惠須取炭礦株式會社
探 125	小 田 洲	久春内郡三濱村大字小田洲	小田洲炭礦株式會社
探 { 92 102 104	美 田	長濱郡知床村大字内知床 長濱郡知床村大字外知床	樟太産業株式會社
探 30	川 上	豊原郡川上村大字三井 榮濱郡落合町大字西美保	三井鑛山株式會社
探 64	檜 保	元泊郡元泊村大字檜保	檜保炭礦株式會社
探 117	碓 内 保	元泊郡元泊村大字檜保	吉 川 繁 太 郎

安 別 炭 礦

昭和12年中に於ては昭和13年中の出炭量を約20万噸に増産する目的を以て坑内外諸般の設備の擴張をなしたり、即ち坑内方面に於ては北1坑及び北2坑に於て豎入坑道を掘進し12番層及び11番上層の採炭準備を施行せり、又坑外施設としては貯炭場擴張の爲の海岸埋立工事、水選々炭場設置準備、坑外運搬軌道に於て馬搬を廢止し電氣機關車及び瓦斯倫機關車運搬の採用等にして尙従業員182名を増員せり

興 南 炭 礦

鑛區内の探鑛の結果優良なる新炭層を發見し相當年月の採炭に堪へ得る埋藏炭量の存在を確認し坑内外の諸設備の擴張をなし昭和12年中は出炭量 36,000噸なりしも昭和13年に於ては約 60,000噸に増産の豫定なり

増田名好炭礦

逐年5万噸増産計畫の下に差當り次年度10万噸計畫を樹立し坑内外の擴張設備をなせり、即ち豎入坑方面に於ては掘進總延長340米にして3番層、4番層5番層、6番層、7番層及8番層に着炭し各層に於て沿層坑道を掘進して採炭準備

備をなし一部採炭を開始せり、又本坑に於ては掘進總延長515米にして掘進中止し専ら採炭を爲せり、坑外設備としては水選々炭場の建設準備、坑口海岸間運炭軌道の機械化準備等を施行せり

塔 路 炭 礦

第1坑坑内斜坑は延長約300米にして1中段豎入坑道を掘鑿し各炭層に貫通せしめ採炭準備を爲せり、又第1坑の上流塔路川右岸の探掘準備の爲第2坑の開坑に着手し本年末豎入坑道により各炭層の存在を確認し水準上の採掘準備中なり

大 平 炭 礦

坑内主要運搬坑道は在來馬匹運搬をなせるも之を廢止し架空線式電氣機關車を使用し運搬能率を増進せしめ次年度は増産量約10万噸を實現すべく準備せり

惠 須 取 炭 礦

年出炭量20万噸を目標とし昭和12年6月本坑坑口同一水準の3番層及び5番層の中間頁岩層中に斜坑開鑿に着手せり、又坑外設備として東坑開鑿の爲貯炭ポケット100噸容量のものを増設す

小 田 洲 炭 礦

4番坑、5番坑、6番坑及び7番坑の各沿層坑道を開鑿し水準上の採炭をなし昭和12年中出炭量約4万噸に達したり

美 田 炭 礦

第1斜坑及第2斜坑の兩斜坑を稼行し昭和12年中出炭量約45,000噸なるも將來年出炭量10万噸たらしむべく坑外運搬設備、選炭場等を改善せり

川 上 炭 礦

石炭需要増加の趨勢に鑑み現在施設能力の發揮による生産の増加を計る爲従業員296名を増員せり

檜 保 炭 礦

昭和12年2月東海炭礦を合併し事業の整備をなしたる結果昭和12年中出炭量51,451噸なるも年出炭量10万噸に増産豫定の下に坑内外諸設備の充實に勉めつゝあり

幌内保炭礦

豎入坑口より着炭せる3番層及4番層の中間岩石中に沿層岩石坑道の掘鑿をなし運搬坑道となしたり、昭和12年中出炭は8,000噸なるも年産30,000噸を目標とし鑛夫の充實、積出棧橋の架設等を施行す

4. 事業を縮少、休止又は廢業したる炭礦

昭和12年中に於て前年に比し減産を示せる炭礦數11、内出炭量皆無なりしもの3、減産量約4.8萬噸なり、減産の原因は主として新計畫による起業に主力を集中せる結果にして事實上の事業縮少、休止又は廢業せるは一部小炭礦のみなり、尙合併施業により炭礦名の消滅せるもの1個所あり

昭和12年中事業を縮少、休止又は廢業せる炭礦は次の如し

登録番號	炭礦名	礦區位置	礦業權者	摘要
探 116	登帆朝日	元泊郡帆寄村大字登帆	伊藤今朝松	休業
探 114	野田	野田郡野田町大字野田	堀武次郎	休業
探 98	内路	敷香郡泊岸村大字泊岸 敷香郡内路村大字内路	田坂市次郎	
探 94	東海	元泊郡元泊村大字樫保	樫保炭礦株式會社	合併=因ル 名稱消滅
探 135	増田無煙	名好郡名好村大字名好	増田龜吉	
探 63	北泊帆	泊居郡泊居村大字唐緒	梅野良蔵	
試 2,146	落帆三上	富内郡富内村大字落帆	三上繁太郎	
試 2,054	北辰	元泊郡知取町大字北遠古丹	相内正義	
試 2,496	久良志	野田郡野田町大字久良志	白井爽風	

東海炭礦

昭和12年2月27日樫保炭礦と合併し樫保炭礦として稼行中にして其の名稱消滅せり

其他の炭礦

登帆朝日、野田の兩炭礦は休業中なり、又落帆三上、久良志の兩炭礦は出炭量皆無なり、其他内路、増田無煙、北泊帆、北辰等の各炭礦も皆略々休業状態なり

5. 探 鑛

昭和12年中に於て前年より引續き又は新に探鑛を開始せる炭礦數は12にして此の内試錐を行へるは興南、大平、小田洲、大榮、美田の4炭礦、坑道掘進に依り探鑛を行へるは増田名好、北小澤、知取の3炭礦、其他は何れも露頭調査に依り新炭層の發見に努め又は地層の變化、炭層の賦存状況を調査し良好なる成績を收め將來の採炭計畫樹立に寄與せる處少なからず、各炭礦別探鑛作業の概要を述べれば次の如し

興南炭礦

利根式試錐機及上總式試錐機各1臺にて合計3本の試錐を行へり、利根式試錐は深度約150米にして厚さ2米の炭層に着炭し又他に深度約40米のもの1本を試錐せるも冬期に入り中止す、上總式試錐機にては深度約30米にして2番層に着炭し引續き試錐繼續中なり

大平炭礦

ガデリウス式試錐機(7.46K.W.)及上總式試錐機各1臺にて主として雄武洞澤に面せる斷層地帯の地層調査を施行し將來の採炭計畫に資す、ガデリウス式試錐機にては深度180米~220米のもの2本、上總式試錐機にては深度約29米のもの1本を施行す

小田洲炭礦

鑛區内全般に亘り上總式試錐40本、利根式試錐1本を施行し其の結果鑛區東北部小田洲川第一支流附近の層狀略々判明し將來は此の方面の開発を有利と認むるに至れり

大榮炭礦

第1斜坑及び日和山斜坑方面の水準下の炭層状況を調査する目的を以てガデリウス式試錐機及び上總式試錐機各1臺にて探鑛をなしガデリウス式試錐機にては深度75米~306米のもの3本、上總式試錐機にては14米~20米のもの2本を施行せり

美田炭礦

利根式試錐機及び上總式試錐機各1臺を使用し探登第93號及び同第104號鑛

區の探鑛をなしたり、利根式試錐は6本、延工程432米にして内5本は着炭し又上總式試錐は9本、延工程252米にして内3本は着炭せり

増田名好炭礦

露頭調査及び豎入坑道の掘鑿に依りて明瞭となりたる炭層は本坑の澤南岸に於て4層、武田の澤第一支流西岸に於て3層、武田の澤本流に於て6層、合計13層を發見せり、又豎入坑の掘鑿に依りて本鑛區武田の澤西沿岸に沿つて北10度西の走向を以て背斜軸あるを發見す

北小澤炭礦

將來の方針確立の爲詳細なる露頭調査を行ひ尙右7號澤口附近より豎入を掘鑿し1番層に着炭せしめ同層の採炭を施行中なり、露頭調査に依れば炭層は10層以上なるも最初に開發する豫定の中央部の5層を本層と稱し其の上層及び下層は調査中なり、本層群の最下部1番層は厚さ1.8米の粘結性炭なり

諸津炭礦

露頭調査の結果頗る廣範圍に亘り粘結性炭層9層の賦存を確認し得たり

安別炭礦

鑛區南方地域の露頭調査の結果西崎澤以南は同以北よりも炭層發達せるものゝ如く走向に變化を認めず

立岩炭礦

昭和12年6月以來立岩川第一支流南部の露頭調査をなし稼行に堪ゆるを確めたり

知取炭礦

南坑に於ける現在稼行水準以下の炭層狀況竝に兩磐の強弱を知る爲に2番層中に探掘斜坑を卸し垂直距離36米の位置迄掘進をなせり

惠須取炭礦

採登第101號、同第127號鑛區に亘る露頭調査の結果天內川上流に於て大斷層の存在するを發見せるも未だ完全なる調査を見るに至らず

6. 坑道の掘鑿

樺太に於ては從來各炭礦共坑口水準上を主として稼行せるも事業進捗に伴ひ

漸次水準下採掘に移行するもの多く水準下採掘法としては斜坑に依るものゝみにして未だ豎坑の開鑿を見ず、即ち斜坑に依り水準下を稼行しつゝある炭礦は大平、知取、内幌、大榮、鶴巢、白浦、美田、塔路、惠須取、小田洲、内川の11箇所にして内幌、白浦、鶴巢に於ては坑口水準下のみを採掘せり、坑道の掘鑿としては前述の大平、内幌、大榮、鶴巢、白浦、美田、塔路、惠須取、小田洲、内川の斜坑掘鑿及び増田名好、安別、立岩、豊畑、北小澤、諸津、塔路、惠須取、珍内、内幌等の豎入坑道掘進等あり、其の他沿層坑道は各炭礦共に掘進延長せり

安別炭礦

北1坑に於ては坑口より48米の個所より東北東に向ひ豎入岩石坑道延長200米を掘進し12番層(層厚1.5米)に着炭す、北2坑に於ては坑口より270米の個所より11番層上層採炭の爲豎入坑道に依り同層に着炭せしめ同層に沿層坑道延長約60米を掘進す、南1坑及び南2坑は昨年引續き坑道掘進を施行し掘進延長370米及び640米に達す

興南炭礦

昭和12年中に於て西坑の稼行を開始し掘進延長各々西1坑4番層42米、西坑5番層177米、西2坑5番層15米等なり、南坑及び北坑は昨年引續き坑道掘進を施行し總延長約400米に達したり

立岩炭礦

昭和12年9月操業に着手し1番層及び2番層の採掘の目的に依り豎入坑道を開鑿し又3番層開鑿の目的に依り第1坑を開鑿せり、掘進延長は豎入坑30米及び第1坑25米なるも未だ着炭せず

増田名好炭礦

前年に引續き豎入坑の掘進を施行し總延長340米にして前年末迄に着炭せる3番層、4番層、5番層及び6番層以外に7番層及び8番層に着炭し各炭層に於ける沿層坑道總延長は3番層70米、4番層170米、5番層300米、6番層330米及び8番層15米なり、本坑及び中切坑は掘進總延長515米及び424米にして斷層に達し一時掘進を中止す

豊畑炭礦

中切堅入坑道延長約165米を掘進し6番層及び7番層に着炭せしめ其他沿層坑道總延長約1,000米を掘進す

北小澤炭礦

北小澤右7號澤附近の海拔20米の位置に坑口を設定し之より岩石中に堅入坑道を掘鑿し40米にして1番層に着炭せしめ同層に沿層坑道約200米を掘進せり

諸津炭礦

諸津川右6號澤口海水準面上32米の位置より堅入坑道の掘鑿を開始し延長120米に達し途中82米にして1番層(層厚1.9米)に着炭す

塔路炭礦

第1坑に於ては堅入坑道に沿ひ總延長約700米の人道兼風道なる岩石坑道を掘進せり、同坑坑内斜坑方面に於ては本卸及び連卸の掘鑿、斜坑1中段に於ける各捲立坑道及び堅入坑道等總延長1,520米の岩石坑道を掘進す、又第2坑の開鑿に着手し10番層に於て沿層探炭坑道を掘進せる後堅入岩石坑道總延長約1,000米を掘鑿し11枚の炭層に着炭せしめたり

大平炭礦

各坑共に斜坑による水準面下の稼行を開始す、即ち南坑に於ては3番層及4番層に於て斜坑を延長し水準下約90米迄の稼行に着手し坑道總延長約1,248米に達し、南新坑に於ては水準上に於て4番層及び5番層を掘進延長し一方水準下3番層採掘の爲斜坑掘進を開始し坑道總延長1,140米に達す、西1番坑に於ては大昇の延長線上に斜坑を掘進し水準下坑道掘進總延長1,456米なり、又西2番坑に於ては3番層及び4番層に於て水準下稼行をなし坑道掘進總延長1,530米に達す

惠須取炭礦

昭和12年6月本坑坑口附近の岩石中に傾斜12度の岩石斜坑を開鑿し延長418米の個所より1片磐を設置せり、然して同所より堅入坑道を掘進し全炭層を横斷せしむる豫定にして目下掘進延長50米なり、又本坑に於ては堅入坑道により7番層に着炭し沿層掘進中なり、尙取明け掘進を開始せる東坑に於ては沿層坑道延長325米にして掘進中止せり

珍内炭礦

右10番堅入坑道及び右3番堅入坑道の掘進をなし延長各々200米及び180米なり尙大坑道の掘進總延長は425米に達したり

小田洲炭礦

4番坑、5番坑、6番坑及び7番坑の開鑿に着手坑道掘進總延長1,700米に達せり、尙第1斜坑に於ては傾斜20度、延長約50米の坑内斜坑を掘鑿す

大榮炭礦

第1斜坑は前年に引續き斜坑掘進を施行し總延長370米に達したり、又日和山坑に於ては一部水準上を稼行すると共に坑内斜坑を延長し掘進總延長295米に達したり

鷓巢炭礦

前年より引續き新斜坑本卸及び連卸の掘鑿を施行し傾斜19度、總延長約360米に達す、然して1片及び2片の兩堅入坑道掘進總延長約300米にして共に着炭せしむ

内幌炭礦

前年に引續き新坑の掘鑿を施行し新坑水平坑道は掘進總延長1,450米にして完了せるも終端附近より斜坑、堅入坑道及扇風機用風道等の掘鑿を施行せり斜坑は本卸及び連卸の2本にして傾斜15度、延長目下各々480米なるも700米にして完成の豫定なり、尙斜坑完成の曉は斜坑底より堅入坑道を掘進し本坑現在運搬坑道と連絡せしむる豫定なり、本坑に於ては沿層坑道の坑道維持困難なること及び自然發火防止の爲め沿層坑道は略々全廢し岩石坑道に改めたり

川上炭礦

採炭場奥部に進行せる爲南3號及び南4號岩坑道を各々233米及び175米延長せり

美田炭礦

第1斜坑は總延長194米にして炭層水平となり水平坑道延長65米を掘進し斷層に逢着し中止す、第2斜坑は掘進總延長110米に達せり

白浦炭礦

本坑に於ては斜坑總延長を300米に延長し中切坑道を設置せり、又第2坑に

於ては斜坑總延長を200米に延長し2坑道を設置し海水準面下各々100米及び70米の稼行を開始せり

椋保炭礦

東海炭礦を合併し主として同方面を稼行し主要坑道たる8番層坑道は總延長1,200米に達す

知取炭礦

南坑に於ては採炭斜坑を掘進せる他主要坑道の掘進を爲し總延長660米に達したり、斜坑に於ては主要坑道の岩石中切換を施行し又木材支柱を一部鐵柱に変更せる他總延長を2,720米に延長せり

内川炭礦

昭和12年12月北9番層露頭附近より斜坑掘鑿を開始し傾斜12度にして同年中の掘進延長は6米なり、又6番北坑に於ては自然發火の爲坑口より230米迄の箇所を放棄し6番層の上磐岩石中に主要坑道を掘進し奥部に於て6番層坑道と連絡せしめたり

7. 採炭方法

樺太に於て現在主として採用せらるゝ採炭法は全充填長壁式採炭法及び局部充填長壁式採炭法にして無充填長壁式採炭法を採用せるは白浦及び川上炭礦の一部、柱房式又は殘柱式採炭法を採用せるは大榮、大平、増田名好及び其他少數の諸炭礦にして大部分は前述の全充填又は局部充填長壁式採炭法を採用し切羽の集中を行ひ採炭作業の能率増進を計れり

安別炭礦

各層共に斜向全充填長壁式採炭法を施行し手掘發破を採用す

増田名好炭礦

本坑に於ては炭層傾斜65度内外、厚さ3.2米~5.4米にして全充填斜向長壁法2段拂及び1段拂を施行せるも上磐の維持困難なる爲一時中止し柱房式採炭法により採炭中なり、又豎入坑に於ては炭層厚さ何れも1米~1.2米、傾斜は3番層及び4番層は60度~70度、5番層及び6番層は約45度なり、採炭法は3番層及び4番層は斜向全充填長壁式採炭法を實施し切羽面長20米~40米なり、又

5番層及び6番層に於ては局部帶狀充填採炭法を實施せるも切羽面の維持困難なる故一時中止し柱房式採炭法を施行せり

塔路炭礦

第1坑は各層共片磐向長壁式採炭法を施行し拂跡は自給材に依る帶狀充填を爲し大休退却式に依れるも一部前進式を併用し平均切羽面長150米なり、第2坑は10番層奥部變動區域を柱房式採炭法に依り採掘中なり、採炭機械類としては電氣オーガーを使用す

大平炭礦

炭層厚さ1.8米以下のものゝ稼行には局部帶狀充填長壁式採炭法を實施し2.1米以上のものに對しては柱房式採炭法を施行し各種の採炭機械類を使用す

惠須取炭礦

全充填前進式長壁採炭法のみを採用し30尺層に於ては炭層の厚さ約9米なる故3段拂を施行し6番層は炭厚約3.9米あり内3米を在來1段拂を施行せるも之を2段拂とし全層を採掘す、又3番層は奥部に於て炭層厚さ10米に變化せるを以て2段拂を施行す、採炭機械類としては電氣オーガーを使用す

珍内炭礦

各層共に殘柱式採炭法を實施し手掘發破を採用す

小田洲炭礦

局部充填又は全充填前進式片磐向長壁採炭法を實施し切羽面の長さ約20米採掘跡の充填材料は表土を用ひ採炭機械としては電氣オーガーを使用す

大榮炭礦

第1斜坑に於ては局部充填退却式長壁採炭法を施行し日和山坑は柱房式採炭法を實施す、採炭機械類としては截炭機及び電氣オーガーを使用す

鶴巢炭礦

各層共局部帶狀充填前進式長壁採炭法を實施し電氣オーガーを使用す

内幌炭礦

從來拂の長さは上炭及び下炭共に4片零片間の170米(眞傾斜の長さ)なりしを零片より本片磐水準まで42米延長し之を25度~40度の偽傾斜缺口拂として採炭中なり、拂跡に對しては完全充填を行ひ充填材料は在來同様坑内に於て自

給す、採炭機械としては電気オーガーを使用す

美田炭礦

第1斜坑は上層部及び下層部を各々残柱式採炭法に依り採掘し採掘跡は自然崩落をなさしむ

川上炭礦

前進式片磐向長壁採炭法を行ひ拂跡は跡ばらし又は堤防充填を施行し送り空木積を併用す、採炭機械類としては截炭機、電気オーガー等を使用す

白浦炭礦

前年同様天磐良好なる個所は無充填長壁法を採用、天磐良好ならざる個所は残柱式又は昇採炭を実施す

樫保炭礦

全充填斜向前進式採炭法を実施し充填物は表土及び坑内砦を使用す、尙未だ動力設備なき爲手掘發破に依る

知取炭礦

全充填斜向長壁採炭法を採用し採掘には手掘發破又は機械掘發破を使用しコーンピックを併用す、充填材料は斜坑に於ては表土を使用し南坑に於ては坑内砦及び選炭砦を使用す

内川炭礦

昭和12年中主として採掘せるは北6番層、北7番層及び南6番層なり、北6番層は炭層約6米の厚層にして急傾斜の個所と緩傾斜の個所とあり、急傾斜の個所は主として冬期氷結せしめ斜向全充填採炭法に依り全層を1度に採掘するも緩傾斜の個所は3段拂を施行し上段及中段は局部帶狀充填前進式採炭法を下段は昇採炭法を施行す、又北7番層は局部帶狀充填採炭法を採用し南6番層は斜向全充填採炭法を施行す

8. 壓氣機、鑿岩機、截炭機  
ニューマチツクハンマービツク類

此等各種機械類は昭和11年に比し何れも増加を示し立岩、増田名好、塔路、珍内、内幌の壓氣機の新設又は増設合計8臺を初めとし、鑿岩機電氣動のもの

39臺、壓氣動のもの58臺及び截炭機4臺を増加せり

(1) 壓氣機

昭和12年中新設せるもの次の如し

炭礦名	名	稱	K.W.	臺數	備考
立岩	不二製作所製	横型水冷式	45.0	1	豎入坑閉鑿用
増田名好	丸善製作所製	横型單氣筒複動式	18.5	1	坑道掘進用
塔路	北條製作所製	横型單氣筒一段水冷式	75.0	1	第一坑道掘進用
"	長崎造船所製	"	37.0	1	"
"	北條製作所製	"	75.0	1	第二坑道掘進用
"	淺野物産製	"	37.0	1	"
珍内	平山製作所製	横置型單氣筒複動式	37.3	1	大豎入坑掘進用
内幌	横置式單氣筒一段水冷式		74.6	1	掘進仕繰用

昭和12年末現在設備狀況次の如し

炭礦名	名	稱	K.W.	臺數	備考
立岩	不二製作所製	横型水冷式	45.0	1	豎入坑閉鑿用
増田名好	丸善製作所製	單氣筒複動式	18.5	1	坑道掘進用
塔路	北條製作所製	横型單氣筒一段水冷式	75.0	1	第一坑道掘進用
"	長崎造船所製	"	37.0	1	"
"	北條製作所製	"	75.0	1	第二坑道掘進用
"	淺野物産製	"	37.0	1	"
大平	日本空氣機械株式会社製	F.A.14型ポータブルコンプレッサー	29.8	1	鑿岩機運轉用
恵須取	インガーソルランド會社製		55.9	1	斜坑閉鑿用
"	北條製作所製	横置型一段壓縮式	55.9	1	坑道掘進用
珍内	平山製作所製	横置型單氣筒複動式	37.3	1	大豎入坑掘進用
内幌	三菱固定式	單氣筒横置式一段水冷式	37.5	3	掘進仕繰用
"	日立製作所製	單氣筒横置一段水冷式	74.6	2	"
"	インガーソルランド會社製	"	30.0	1	"

川 上	インガーソルランド會社製 横置單氣消一段壓縮式	37.3	2	コールドドリル セメントガン用
〃	三池製移動型横置單氣消一段壓縮複動式	37.3	1	〃
知 取	リーベル往復動二段壓縮式	74.6	1	露 備
〃	リーベル往復動一段壓縮式	37.5	1	露 備 採 採 用
〃	サリバン往復動一段壓縮式	37.5	1	露 備

種 別	臺 數			計	當該設備 を有する 炭礦數	備 考
	35K.W. 未満	35~100 K.W.	100K.W. 以上			
インガーソル	1	3		4	3	露 備 を 有 する 炭 礦 數 17
サリバン		1		1	1	
リーベル		2		2	2	
三池製採石所		1		1	1	
三 池		3		3	1	
石井製採石所	1			1	1	
石井製採石所		2		2	1	
北條製採石所		3		3	2	
大 井	1			1	1	
水 二		1		1	1	
長瀬製採石所		1		1	1	
後 藤 製 採 石 所		1		1	1	
平 山		1		1	1	
合 計	3	19		22		

(2) 露 備 機 (インガーを含む)

昭和12年中に於て新設又は増設せるもの次の如し

炭 礦 名	名 稱	原動力 の種別	臺 數	備 考
武 井	インガー製ジャックハンマー	壓 氣	3	
増田名好	金城式 R-39 ジャックハンマー	〃	2	
新 井	インガー製ジャックハンマー	〃	5	

恵 須 取	泉式600型 コールドドリル	電 氣	3	耐爆型
〃	インガーソルランド R-39	壓 氣	7	
小 田 洲	昭和式コールドドリル	電 氣	2	耐爆型
珍 内	金城式 S.I.-49 ジャックハンマー	壓 氣	4	
〃	昭和式コールドドリル	電 氣	10	耐爆型
内 幌	R-39型 乾式ジャックハンマー	壓 氣	3	
〃	R-12型 乾式ジャックハンマー	〃	3	
〃	泉式電氣ドリル	電 氣	10	耐爆型
美 田	昭和式電氣ドリル	電 氣	1	〃
川 上	フロットマン A.Z-11型 鑿岩機	壓 氣	5	
〃	日空 A.C.D型 オーガードリル	〃	6	
白 浦	昭和式ドリル	電 氣	3	耐爆型
内 川	三池製 M.D.E-112型 コールドドリル	〃	10	〃

昭和12年末現在設備状況次の如し

炭 礦 名	名 稱	原動力 の種別	臺 數	備 考
立 岩	F.K.R-39 ジャックハンマー	壓 氣	3	
増田名好	金城製 R-39 ジャックハンマー	〃	2	
〃	インガーソルランド R-39 ジャックハンマー	〃	2	
塔 路	中山式23番型 鑿岩機	電 氣	8	耐爆型
〃	ジューメンスコールドリル E-423	〃	2	〃
〃	泉式コールドリル E-600	〃	30	〃
〃	インガーソルランド、ジャックハンマー R-2	壓 氣	25	
〃	昭和式コールドリル C.E-13	電 氣	20	耐爆型
大 平	昭和式コールドリル	〃	23	〃
〃	三池式コールドリル	〃	10	〃
〃	ジューメンスコールドリル	〃	5	〃
〃	F.R.D-3 ジャックハンマー	壓 氣	2	
〃	中山式鑿岩機	電 氣	4	耐爆型

恵須取	インガーソルランドR-39ジャックハンマー	圧気	11	
"	東壁B型 R-39ジャックハンマー	"	2	
"	足尾式ストーパー	"	1	
"	泉式600型 コールドリル	電気	9	耐爆型
"	千代田 C.S. コールドリル	"	3	"
珍内	昭和式コールドリル	"	10	豫備
"	金城式 S.I.-49 ジャックハンマー	圧気	4	"
小田洲	昭和式コールドリル	"	2	耐爆型
大榮	ジメンスコールドリル E型-423	電気	4	"
"	昭和式コールドリル	"	28	"
内幌	R-39型 乾式ジャックハンマー	圧気	10	
"	R-12型 乾式ジャックハンマー	"	7	
"	B.C.R-430型 ジャックハンマー	"	3	
"	ジメンス E-423型 電気ドリル	電気	15	耐爆型
"	昭和式電気ドリル	"	1	"
"	泉式電気ドリル	"	19	"
美田	昭和式電気ドリル	"	1	"
川上	フロットマン A.Z.-11型 鑿岩機	圧気	22	
"	日空 A.C.D型 オーガードリル	"	6	
"	三池製 M.D.E-111型 オーガードリル	電気	38	耐爆型
"	三池製 M.D.E-112型 オーガードリル	"	9	"
"	三池製 M.D.E-110型 オーガードリル	"	3	"
"	三池製 M.D.E-100型 オーガードリル	"	9	"
知取	アトラス B.O.B8型 ハンマードリル	圧気	50	
内川	三池製 M.D.E-112型 コールドリル	電気	20	耐爆型
鶴巣	泉式コールドリル	"	12	"
白浦	昭和式コールドリル	"	7	"
"	泉式コールドリル	"	2	"

種別	動力別臺數		當該機械を有する炭礦數	備考
	圧気	電気		
F. K. 式	3		1	鑿岩機を使用する炭礦數 15
金城式	6		2	
インガーソルランド	38		3	
中山式		12	2	
ジメンス		26	4	
泉式		72	5	
昭和式		92	8	
三池式		89	3	
F. R. D	2		1	
東壁B型	2		1	
足尾式		1	1	
千代田式		3	1	
R-39(式不明)	10		1	
R-12(式不明)	7		1	
B. C. R	3		1	
フロットマン	22		1	
日空式	6		1	
アトラス	50		1	
計	149	295		

(3) 截炭機

昭和12年中に於て新設又は増設せるもの次の如し

炭礦名	名稱	原動力の種類	K.W.	臺數	備考
大平	エムアンドシーサムソンチエーンコールドリル	電気	30	3	耐爆型
大榮	三池式コールドリル	"	30	1	"



昭和12年末現在設備状況次の如し

礦山名	名	稱	原動力の種類	K.W.	臺數	備考
大平	サムソン	コールカッター	電気	30.0	4	耐爆型
"	ロージームサムソン	コールカッター	"	22.5	2	"
"	サムソン	アークウオールマシン	"	30.0	1	"
"	三池式	コールカッター	"	30.0	1	"
大榮	"	"	"	30.0	2	"
川上	"	"	"	22.4	2	"
"	サリバン	コールカッター	"	22.4	5	"

様式	種別	空気動及電気動別臺數		當該機械を有する炭礦數	備考
		空気動	電気動		
チェーン型	サムソン		7	1	截炭機を使用する炭礦數 3
	サリバン		5	1	
	三池		5	3	
計			17		

(4) ニューマチックハンマービック

昭和12年中に於て新設又は増設せるもの次の如し

炭礦名	名	稱	臺數	備考
増田名好	三榮	C.A.T型 コールビック	2	
塔路	フロットマン	C.A-7型 コールビック	10	
惠須取	名古屋F.K.製作所	コールビック	2	
"	日鑿	C.A-7型 コールビック	5	
鶴巢	フロットマン	C.A-7型 コールビック	6	
"	ムードン	P31型 コールビック	6	
内幌	フロットマン	C.A-7型 コールビック	7	

昭和12年末現在使用状況次の如し

炭礦名	名	稱	臺數	備考
増田名好	三榮	C.A.T型 コールビック	2	
塔路	フロットマン	C.A-7型 コールビック	10	
大平	フロットマン	コールビック	2	
惠須取	名古屋F.K.製作所	コールビック	7	
"	日鑿	C.A-7型 コールビック	5	
鶴巢	ムードン	P31型 コールビック	6	
"	フロットマン	C.A-7型 コールビック	6	
川上	三榮	S.C.H7型 コールビック	9	
"	ムードン	P2A型 コールビック	2	
"	フロットマン	C.A-7型 コールビック	2	
知取	富士	F.C型 コールビック	20	
内幌	フロットマン	C.A-7型 コールビック	7	
"	ムードン	P31型 コールビック	10	

種別	臺數	當該設備を有する炭礦數	備考
富士式	20	1	ニューマチックハンマービックを使用せる炭礦數 8
三榮式	11	2	
名古屋F.K.式	7	1	
フロットマン	27	5	
ムードン	18	3	
日鑿式	5	1	
合計	88		

9. 坑内運搬設備

斜坑運搬機としては塔路、惠須取、小田洲、大榮、鶴巢、白浦、知取等の諸炭礦に於ける捲揚機、大平炭礦に於けるベルトコンベヤーの新設又は増設、主要水平坑道運搬機としては塔路炭礦に於けるエンドレス捲機の新設、切羽運搬

機としては大平炭礦に於けるダックビルローダーの新設、塔路、大平、珍内大榮等の諸炭礦に於けるチェンコンベヤーの新設又は増設等坑内運搬の機械化大いに促進せられたり

(1) 斜坑運搬機

昭和12年中に於て新設せるもの次の如し

炭礦名	名稱	様式	原動機の種類	K.W.	臺數	軌條重量 (kg/米)	軌距 (mm)	傾斜 (度)	延長 (米)	備考
塔路	捲揚機	單胴	電氣	150.0	1	15.0	76.2	20	650	第1斜坑用
"	"	"	"	37.3	1	15.0	76.2	20	400	同速卸用
"	"	"	"	22.0	1	15.0	76.2	20	400	同掘進用
惠須取	"	"	"	56.0	1	16.0	61.0	12	300	斜坑本卸用
"	"	"	"	37.3	1	17.4	61.0	12	290	斜坑速卸用
小田洲	"	"	蒸氣	11.2	1	8.0	61.0	20	50	石炭及研搬出用
大榮	"	"	電氣	37.3	1	9.0	60.0	16	64	第1斜坑用
"	"	"	"	22.4	1	9.0	60.0	10	55	日和山斜坑用
鶴巢	"	"	"	112.0	1	22.0	65.0	19	335	新斜坑用
白浦	"	"	蒸氣	75.0	1					第1斜坑
知取	"	"	電氣	10.0	1	10.0	61.0	18	150	南坑斜坑用
大平	"	"	"	112.0	2	22	60.0	18	540	南坑用
"	コンベヤー	ベルト	"	37.3	1			?	?	西坑用
"	"	"	"	14.9	1			?	?	"
"	"	"	"	7.5	2			?	?	"

昭和12年末現在設備状況次の如し

炭礦名	名稱	様式	原動機の種類	K.W.	臺數	軌條重量 (kg/米)	軌距 (mm)	傾斜 (度)	延長 (米)	備考
塔路	捲揚機	單胴	電氣	150.0	1	15.0	76.2	20	650	第1斜坑運搬用
"	"	"	"	37.3	1	15.0	76.2	20	400	同速卸運搬用
"	"	"	"	22.0	1	15.0	76.2	20	400	同掘進用

大平	捲揚機	單胴	電氣	22.4	1	9.0	60.0	13	231	南坑用
"	"	"	"	37.3	1	13.5	60.0	12	200	"
"	"	"	"	22.4	1	13.5	60.0	10	87	本卸左三片用
"	"	"	"	14.9	3	?	?	?	?	"
"	"	"	"	22.4	2	9.0	60.0	13	275	西坑
"	"	"	"	37.3	2	13.5	60.0	10	646	"
"	"	"	"	14.9	2	13.5	60.0	10	450	"
"	コンベヤー	ベルト	"	37.3	1			?	?	"
"	"	"	"	14.9	1			?	?	"
"	"	"	"	7.5	2					"
"	捲揚機	單胴	"	112.0	2	22	60.0	18	540	南坑用
惠須取	"	"	"	56.0	1	16.0	61.0	12	300	斜坑本卸用
"	"	"	"	37.3	1	16.0	61.0	12	290	斜坑速卸用
小田洲	"	"	蒸氣	11.2	1	8.0	61.0	20	50	石炭及研搬出用
大榮	"	"	電氣	37.3	1	9.0	60.0	16	370	第1斜坑用
"	"	"	"	22.4	1	9.0	60.0	15	55	日和山斜坑用
内幌	"	"	蒸氣	180.0	1	10.0	60.0	20	680	斜坑本卸用
"	"	"	"	150.0	1	10.0	60.0	25	570	斜坑速卸用
"	"	複胴	電氣	15.0	2	10.0	60.0	15	340	新坑斜坑掘進用
美田	"	單胴	"	22.4	1	5.0	66.0	20	194	第1斜坑用
"	"	"	"	14.9	1	5.0	66.0	20	280	第2斜坑用
川上	"	單胴移動式	"	7.5	1	9.0	61.0	50	300	材料捲揚用
"	"	"	"	4.5	2	9.0	61.0	50	300	"
"	"	"	"	7.5	1	9.0	61.0	43	280	"
知取	"	複胴	"	74.6	1	15.0	61.0	20	230	斜坑用
"	"	單胴	"	10.0	1	10.0	61.0	18	150	南坑斜坑用
白浦	"	複胴	蒸氣	40.0	1	5.3	61.0	25	200	第1斜坑用
"	"	"	"	25.0	1	8.0	61.0	20	120	第2斜坑用

白 浦	捲揚機	單胴	蒸氣	75.0	1	8.0	61.0	18-22	200	第 1 斜坑用
鷓 巢	"	"	電氣	37.3	1	6.0	60.0	30	60	坑内斜坑用
"	"	"	"	112.0	1	22.0	65.0	19	335	新斜坑用

種別	動力	標 式	臺 數				當該機械を有する炭礦數
			35K.W.未滿	35~100K.W.	100K.W.以上	計	
捲揚機	電	複 胴 式	1	1		2	9
		單 胴 式	14	9	4	27	
		移動輕便式	4			4	
捲揚機	氣	計	19	10	4	33	3
		複 胴 式	1	1		2	
		單 胴 式	1	1	2	4	
捲揚機	蒸氣	計	2	2	2	6	1
		複 胴 式	1	1		2	
		單 胴 式	1	1	2	4	
電動ゴムベルトコンベヤー			3	1		4	1
合 計			24	13	6	43	

(2) 主要水平坑道及片磐運搬機

昭和12年中に於て新設又は増設せるもの次の如し

炭礦名	名 稱	原動力の種類	K.W.	臺數	軌條重量(kg/米)	軌距(米)	延長(米)	備 考
塔路	エンドレス	電氣	37.0	1	15	76.2	1,000	
大平	架線式電氣機關車	"	44.0	3	22	61.0		南坑、西1番坑及西2番坑用 機關車重量 6噸

昭和12年末現在設備狀況次の如し

炭礦名	名 稱	標 式	原動力の種類	K.W.	臺數	軌條重量(kg/米)	軌距(米)	延長(米)	備 考
塔路	エンドレス		電氣	37.0	1	15	76.2	1,000	
大平	捲揚機		"	18.7	1				
"	"		"	7.5	1				
"	"		"	5.6	1				

大平	ベルトコンベヤー	電氣	7.5	1					
"	"	"	5.6	2					
"	架線式電氣機關車	重量 6噸	"	44.0	3	22	61.0		南坑、西1番坑及西2番坑用
内幌	單 胴 捲	"	6.00	2	10.0	76.2			
"	"	蒸氣	15.00	1					
"	メーンエンドテールロープ捲	電氣	15.00	5	9.1	61.0	200~300		石炭及材料運搬用
"	單 胴 捲	空氣	15.00	1	15.0	61.0	400		
川上	電氣機關車	三池製 6噸	"	44.00	2	12.0 15.0 30.0	61.0	5,981	坑内外運搬用
"	"	ジューメンズ 6噸	"	44.00	2	12.0 15.0 30.0	61.0	5,981	"
"	"	ウエスチングハウス 4噸	"	16.00	2	12.0 15.0 30.0	61.0	5,981	"
"	單 胴 電機	"	4.80	1	12.0	61.0	280		
知取	蓄電池機關車	エヂソン A 6 電池70個入 3噸	"	7.50	4	13.0	61.0	2,800 427	斜坑内運炭用 2臺 南坑坑内運炭用 2臺
"	"	GS蓄電池48個入 4噸	"	11.20	2	13.0	61.0	2,800	斜坑坑内運炭用
大榮	逆 轉 エンドレス	"	15.0	1					

種 別	臺 數				當該機械を有する炭礦數	
	35K.W.未滿	35~100K.W.	100K.W.以上	計		
電 車	蓄電池式	6			6	1
	架空線式		9		9	2
メーンエンドテールロープ捲	5			5	1	
ベルトコンベヤー	3			3	1	
逆 轉 エ ン ド レ ス	1	1		2	2	
單 胴 捲 機	8			8	3	
計	23	10		33	6	

(3) 切羽運搬機

昭和12年中に於て新設又は増設せるもの次の如し

炭 礦 名	名 稱	様 式	原動力の種類	K.W.	臺 數	備 考
塔 路	チェンコンベヤー		電 氣	11.00	3	耐 爆 型
大 平	ダ ッ ク ビ ル				1	
珍 内	チェンコンベヤー		電 氣	7.46	3	耐 爆 型
大 榮	"		"	7.46	1	"

昭和12年末現在設備状況次の如し

炭 礦 名	名 稱	様 式	原動力の種類	K.W.	臺 數	備 考
塔 路	チェンコンベヤー		電 氣	11.00	3	耐 爆 型
大 平	"		"	7.46	7	"
"	"		"	14.92	4	"
"	"		"	11.19	5	"
"	セーカーコンベヤー		"	7.46	3	"
"	"		"	14.92	1	"
"	ダ ッ ク ビ ル				1	
珍 内	チェンコンベヤー		電 氣	7.46	3	耐 爆 型
大 榮	"		"	7.46	2	"

種 別	臺 數		當該設備を有する炭礦數	備 考
	空 氣 動	電 動		
チェンコンベヤー		24	4	設備炭礦數 4
セーカーコンベヤー		4	1	
ダ ッ ク ビ ル		1	1	
計		29		

### 10. 坑外運搬設備

各炭礦共増産遂行の爲順次線路の敷設、重軌條の使用、機械運搬への移行の傾向を示し着々整備に力を注ぎつゝあり、即ち安別炭礦にてはガソリン機關車

軌道（蓄電池機關車をも運轉す）を、美田炭礦にてはガソリン機關車軌道を何れも新設し、惠須取炭礦にては従來の蒸氣機關車軌道に更にガソリン機關車の新設及蒸氣機關車の増設を行ひ、珍内炭礦にては蒸氣機關車の増設を行ひて運搬能力の増加に務め、其他無極綱索軌道、捲揚機等の新増設を見たり

昭和12年中に於て新設又は増設せるもの次の如し

炭 礦 名	種 別	K.W.	臺 數	軌條重量 (kg/米)	軌 距 (m)	延 長 (米)	備 考
安 別	瓦斯倫機關車	重量 3 吨	1	12.0	61	707	坑口より病院前迄運炭用
"	蓄電池機關車	3.73	1	12.0	61		
豊 畑	馬 搬 軌 道			12.0	60	1,840	
"	手 押 軌 道			6.0	60	1,660	
塔 路	捲 揚 機	15.0	1	10.0	76	300	一坑坑外石炭運搬用
"	無極綱索軌道	19.0	1	15.0	76	1,030	"
惠 須 取	瓦斯倫機關車	重量12 吨	2	12.0 17.0	76	6,900	山元海岸用
"	蒸 汽 機 關 車	" 10 吨	2	12.0 17.0	76	6,900	"
"	蒸 汽 機 關 車	" 8 吨	2	12.0 17.0	76	6,900	"
"	單 脚 電 氣 捲 揚 機	37.30	1	15.0	61	550	本坑坑口附近
"	單 脚 輕 便 捲 揚 機	7.46	1				
珍 内	蒸 汽 機 關 車	重量 5.5 吨	4	10.5	61	16,000	山元より海岸貯炭場間
"	"	" 10.0 吨	2	10.5	61	16,000	"
小 田 洲	發 動 機 付 捲 揚 機	7.5	1	8.0	61	100	馬搬軌道水洗場間
大 榮	單 脚 電 氣 捲 揚 機	15.0	1				
鶴 巢	馬 搬 軌 道			10.0	61	350	斜坑捲立選炭場間
美 田	瓦斯倫機關車	23.9	2	8.0	66	1,346	坑口選炭場間
"	"	28.4	2	8.0	66	2,350	選炭場濱積込場間
内 川	無極綱索軌道	14.9	1	9.0	61	916	北坑坑口選炭場間
幌 内 保	馬 搬 軌 道			8.0	61	200	積込場棧橋間

昭和12年末現在設備状況次の如し

炭 礦 名	種 別	K.W.	臺 數	軌 條 重 量 (kg/米)	軌 距 (m)	延 長 (米)	備 考
安 別	瓦斯倫機關車	重量 3 噸	1	12.0	61	707	坑口より病院前迄運炭用
"	蓄電池機關車	3.73	1	12.0	61		"
豊 畑	手押軌道			6.0	60	1,660	
"	馬搬軌道			12.0	60	1,840	
塔 路	捲揚機	15.0	1	10.0	76	300	一坑坑外石炭運搬用
"	無極鋼索軌道	19.0	1	15.0	76	1,030	"
"	單胴捲揚機	11.0	1	10.0	76	197	坑口貯炭場間
"	蒸汽機關車	重量 16 噸	2	15.0	76	6,900	山元貯炭場海岸貯炭場間
大 平	單胴捲揚機	22.4	1	5.5	61		南坑選炭場用
惠 須 取	單胴電氣捲揚機	37.30	1	15.0	61	550	本坑坑口附近
"	單胴輕便捲揚機	7.46	1				
"	蒸汽機關車	重量 10 噸	2	12.0 17.0	76	6,900	山元海岸間
"	"	" 8 噸	2	12.0 17.0	76	6,900	"
"	瓦斯倫機關車	" 12 噸	2	12.0 17.0	76	6,900	"
"	無極鋼索軌道	14.9	1	12.0	61	1,230	海岸貯炭場
珍 内	蒸汽機關車	重量 5.5 噸	4	10.5	61	16,000	山元海岸貯炭場間
"	"	" 10.0 噸	2	10.5	61	16,000	"
小 田 洲	馬搬手押軌道			8.0	61	2,055	
"	發動機付捲揚機	7.5	1	8.0	61	100	馬搬軌道水洗場間
大 榮	單胴電氣捲揚機	15.0	1				
"	"	22.4	1	9.0	61	40	第 1 斜坑選炭場間
"	架空索道	59.7	1	鋼索徑 32 耗		3,200	大榮奥澤間
"	蒸汽機關車	重量 7 噸	2	9.0	61	1,220	坑口索道積込場間
内 幌	無極鋼索軌道	11.0	1	9.0	61	370	北内幌貯炭場貯炭貯積用
"	"	20.0	1	10.0	61	250	坑口選炭場間
"	單胴捲揚機	6.0	1				

美 田	瓦斯倫機關車	23.9	2	8.0	66	1,346	坑口選炭場間
"	無極鋼索軌道	37.7	1	5.4	65	1,000	坑外運炭用
"	瓦斯倫機關車	28.4	2	8.0	66	2,350	選炭場積込場間
川 上	三池製 6 噸電氣機關車	44.0	3	12 15 22	61	3,455	石炭及研運搬用
"	オストロデムラ 一瓦斯倫機關車	9.0	1	9.0 12.0	61	1,720	諸材料及日常雜貨運搬用
知 取	6 噸 電氣機關車	45.0	1	20.0	61	1,970	南坑坑口選炭場間
"	4 噸 "	20.0	1	20.0	61	1,970	"
"	" "	20.0	2	9.0	61	1,000	斜坑坑口選炭場間
"	複胴捲揚機	37.5	1	9.0	61	270	傾斜 18 度 南坑中切坑口前
"	單胴捲揚機	15.0	1	9.0	61	40	傾斜 20 度 選炭場用
"	昇 降 機	7.5	1				
内 川	無極鋼索軌道	14.9	1	9.0	61	916	北坑坑口選炭場間
"	電動捲揚機	7.5	1	9.0	61	150	南坑坑口坑外輸車路間
増田名好	馬搬軌道			9.0	76	4,000	山元海岸貯炭場間
輪 巢	"			10.0	61	350	斜坑捲立選炭場間
慥 保	"			8.0	61	1,000	坑口選炭場間
幌 内 保	"			8.0	61	736	インクライン積込ポケット竝に棧橋間
"	インクライン			8.0	61	230	選炭場棧橋間

### 11. 車 輛 設 備

昭和11年迄に於ては鐵製炭車を使用せるは川上炭礦のみなりしが昭和12年に於ては運搬能率の向上を圖る爲鐵製炭車を使用する炭礦著るしく増加し塔路惠須取兩炭礦に於て坑外運炭用として5噸型鐵製炭車を採用せり、尙稼行現場の遠距離となるに伴ひ人車運搬を爲すに至れるもの多く、大平、知取各炭礦にて何れも相當數の人車を新に使用するに至れり

昭和12年中に於て新設又は増設せるもの次の如し

炭礦名	型 式	主要材料	積載量 (噸)	自重 (噸)	臺數	備 考
安 別	横 開 式	木 製	0.60	0.2	36	坑 内 用
"	"	"	0.50	0.15	4	"
"	箱 型	"	0.80	0.23	14	坑 内 外 共 通
"	ダブルサイド チツピツング型	鐵 製	0.50	0.50	4	坑 外 用
興 南	横 開 式	木 製	1.00	0.30	20	"
立 岩	"	"	0.60	0.20	30	坑 内 外 共 通
"	"	"	0.63	0.20	10	坑 外 用
増田名好	"	"	0.70	0.25	75	坑 内 用
"	"	"	1.50	0.26	85	坑 外 用
豊 畑	"	"	1.00	0.5	25	坑 内 外 共 通
"	臺 車	"	0.50	0.2	10	坑 外 用
北小澤	矩 形 型	"	1.00	0.5	30	坑 内 用
諸 津	"	"	1.00	0.5	100	"
塔 路	W 型 兩 開	鐵 製	5.00	2.30	135	坑 外 用
"	箱 型	木 製	1.00	0.50	150	坑 内 用
大 平	人 車	"	0.37	0.30	20	6 人 乘
惠須取	横 開 式	"	0.75	0.31	20	坑 内 用
"	"	木製底鐵板	1.00	0.45	30	"
"	ヲ テ セ	鐵 製	5.00	2.30	100	坑 外 用
"	横 開 式	木 製	1.30	0.40	65	"
"	"	ボールベヤリ ング入木製	0.70	0.20	68	"
珍 内	箱 型	鐵材入木製	3.50	0.90	30	坑 外 用
小田洲	横 開 式	木 製	0.80	0.35	100	坑 内 外 共 通
大 榮	"	"	0.80	0.30	50	"
鷺 巢	箱 型	"	0.80	0.50	100	坑 内 用
"	臺 車	"		0.30	5	坑 外 用
梶内保	横 開 式	"	0.70	0.30	10	坑 内 用

梶内保	横 開 式	木 製	1.00	0.30	30	坑 外 用
美 田	箱 型	"	1.00	0.26	100	坑 内 外 共 通
川 上	"	鐵 製	2.00	1.00	30	"
"	人 車	木 製		0.45	3	8人乗、坑内用
知 取	箱 型	"	0.80	0.38	50	坑 内 用
"	人 車	"		0.67	30	8 人 乘

昭和12年末現在設備状況次の如し

炭礦名	型 式	主要材料	積載量 (噸)	自重 (噸)	臺數	備 考
安 別	横 開 式	木 製	0.60	0.20	58	坑 内 用
"	"	"	0.50	0.15	4	"
"	箱 型	"	0.80	0.23	50	坑 内 外 共 通
"	横 開 式	"	1.10	0.30	20	"
"	ダブルサイド チツピツング型	鐵 製	0.50	0.50	4	坑 外 用
興 南	横 開 式	木 製	0.70	0.30	22	坑 内 用
"	"	"	1.00	0.30	25	坑 外 用
立 岩	"	"	0.60	0.20	30	坑 内 外 共 通
"	"	"	0.63	0.20	10	坑 外 用
増田名好	"	"	0.70	0.25	75	坑 内 用
"	"	"	1.50	0.26	85	坑 外 用
豊 畑	"	"	1.00	0.50	25	坑 内 外 共 通
"	臺 車	"	0.50	0.20	10	坑 外 用
北小澤	矩 形 型	"	1.00	0.50	30	坑 内 用
諸 津	"	"	1.00	0.50	100	"
塔 路	W 型 兩 開	鐵 製	5.00	2.30	135	坑 外 用
"	箱 型	木 製	1.00	0.50	550	坑 内 用
大 平	横 開 式	木製底鐵板	1.00	0.30	65	"
"	"	"	0.75	0.22	57	"

大平	横開式	木製底鐵板	0.75	0.22	103	坑外用
"	"	"	0.75	0.22	143	坑内外共通
"	人車	木製	0.37	0.30	20	6人乗
惠須取	横開式	"	0.75	0.31	105	坑内用
"	"	木製底鐵板	1.00	0.45	30	"
"	ヲテセ	鐵製	5.00	2.30	100	坑外用
"	横開式	木製	1.30	0.40	65	"
"	"	ボールベヤリング入木製	0.70	0.20	68	"
珍内	箱型	鐵材入木製	0.75	0.22	70	坑内用
"	"	"	3.50	0.90	30	坑外用
"	"	"	1.30	0.26	80	"
小田洲	横開式	木製	0.80	0.35	180	坑内外共通
大榮	"	"	0.80	0.30	261	"
鶴巢	箱型	"	0.80	0.50	150	"
"	臺車	"		0.30	10	坑外用
内幌	箱型	ブレンベヤリング入木製	0.68	0.36	420	坑内外共通
"	"	木製	0.68	0.36	30	坑外用
美田	横開式	"	1.00	0.26	230	坑内外共通
"	箱型	"	1.00	0.26	100	"
川上	"	"		0.45	3	坑内用
"	"	鐵製	2.00	1.00	150	"
"	片側ダンプ式	"	1.00	0.80	80	"
"	臺車	木製		0.24	50	"
"	人車	"		0.45	31	8人乗、坑内用
"	箱型	"	0.85	0.35	15	坑内外共通
白浦	横開式	"	0.8	0.35	120	"
徑保	"	"	0.7	0.26	96	"
"	"	"	0.7	0.26	10	坑外用

徑保	横開式	木製	1.0	0.30	40	坑外用
知取	箱型	"	0.8	0.38	260	坑内用
"	人車	"		0.67	30	8人乗
幌内保	横開式	"	0.70	0.30	19	坑内用
"	"	"	1.00	0.30	30	坑外用
"	"	"	0.70	0.30	16	"
内川	箱型	"	0.85	0.40	129	坑内外共通
"	スツキ付開放型	"	<sup>(立方米)</sup> 1.25	0.30	8	材料専用車

材料別	型別	積載量別臺數				備考
		1吨以下	1~2吨	2吨以上	計	
木製	炭車	2,501	1,475	30	4,006	當該設備を有する炭礦數 23
	臺數	73			73	
	人車	81			81	
	其他	8			8	
	計	2,663	1,475	30	4,168	
鐵製	炭車	4	230	235	469	當該設備を有する炭礦數 4
	臺車					
	人車					
	計	4	230	235	469	
合計		2,667	1,705	265	4,637	23

## 12. 排水設備

水準下採炭を行ふに至れる炭礦數漸次増加せるに伴ひ唧筒の設置數も多きを算し、設備炭礦數12、總臺數59臺に達し、空氣動のものも設置せらるゝに至れり、昭和12年中唧筒を新設せるは内川、惠須取、塔路、小田洲等の各炭礦にして何れも水準下採炭を開始せるものなり

昭和12年中に於て新設又は増設せるもの次の如し

炭 礦 名	様 式	原動力の種類	K.W.	臺數	備 考
大 平	タービン 唧筒	電 氣	41.03	1	坑内排水用
"	デートン 唧筒	"	3.73	1	"
"	"	"	2.24	3	"
"	渦 卷 唧筒	"	0.75	1	"
"	"	"	0.37	1	"
惠 須 取	ウワーシントン 唧筒	空 氣	7.50	2	"
"	土 砂 唧筒	"		2	(排水量0.084立方米)
小 田 洲	ウワーシントン 唧筒	蒸 汽	2.25	1	坑内排水用
"	"	"	7.46	1	豫 備
大 榮	タービン 唧筒	電 氣	18.65	1	坑内排水用
"	"	"	7.46	1	豫 備
"	"	"	3.73	1	坑内排水用
"	"	"	2.24	3	"
"	"	"	1.50	3	"
鷺 巢	"	"	37.00	1	"
"	ブランチャ 唧筒	"	7.00	1	"
内 幌	タービン 唧筒	"	11.00	1	"
"	ピストン 唧筒	空 氣	5.00	2	"
知 取	4段タービン 唧筒	電 氣	56.00	1	"
"	渦 卷 唧筒	"	1.50	1	"
内 川	多段タービン 唧筒	"	22.40	1	"
塔 路	タービン 唧筒	"	30.00	2	"

昭和12年末現在設備状況次の如し

炭 礦 名	様 式	原動力の種類	K.W.	臺數	備 考
大 平	タービン 唧筒	電 氣	41.03	1	坑内排水用
"	デートン 唧筒	"	3.73	1	"
"	"	"	2.24	3	"
"	タービン 唧筒	"	7.46	1	"

大 平	タービン 唧筒	電 氣	5.59	2	坑内排水用
"	渦 卷 唧筒	"	0.75	1	"
"	"	"	0.37	1	"
惠 須 取	ウワーシントン 唧筒	空 氣	7.5	2	"
"	土 砂 唧筒	"		2	(排水量0.084立方米)
小 田 洲	ウワーシントン 唧筒	蒸 汽	2.25	1	坑内排水用
"	"	"	7.46	1	豫 備
大 榮	タービン 唧筒	電 氣	18.65	1	坑内排水用
"	"	"	7.46	1	豫 備
"	"	"	3.73	1	坑内排水用
"	"	"	2.24	3	"
"	"	"	1.50	3	"
鷺 巢	"	"	37.00	1	"
"	ブランチャ 唧筒	"	7.00	1	"
内 幌	タービン 唧筒	"	11.00	1	"
"	"	"	22.50	2	"
"	ブランチャ 唧筒	"	5.60	3	"
"	ピストン 唧筒	壓搾空氣	5.00	2	"
美 田	タービン 唧筒	電 氣	7.46	2	"
"	ピストン 唧筒	"	5.59	1	"
川 上	タービン 唧筒	"	22.50	1	"
白 浦	ウワーシントン 唧筒	蒸 汽	15.00	2	"
"	"	"	10.00	7	"
"	"	"	7.50	4	"
知 取	3段タービン 唧筒	電 氣	41.00	2	"
"	4段タービン 唧筒	"	56.00	1	"
"	渦 卷 唧筒	"	1.50	1	"
内 川	多段タービン 唧筒	"	22.40	1	"



塔路	タービン	電氣	30.00	2	坑内排水用
----	------	----	-------	---	-------

型式	臺數			計	當該設備を有する炭礦數	備考
	35K.W.未満	35~100K.W.	100K.W.以上			
タービン	21	5		26	8	總設備59臺中 電氣動 38 空氣動 6 蒸汽動 15
渦卷	3			3	2	
ブランチヤー	4			4	2	
ウラシントン	17			17	3	
ピストン	3			3	2	
デートン	4			4	1	
土砂	2			2	1	
合計	54	5		59	12	

### 13. 通氣設備

昭和12年に於ては主要扇風機設置の見るべきものなかりしも局部扇風機は坑内の延長大となるに従ひ新增設を示し、塔路、内幌、川上、白浦及内川等の各炭礦は何れも其の臺數を増加せり

昭和12年中に於て新設又は増設せるもの次の如し

炭礦名	標式	K.W.	排氣量 (立方米/分)	臺數	備考
塔路	昭和式 E.G. 型	9.00	235.0	3	局部扇風機、豫備
"	日立式 A.P.M. 型	5.00	150.0	5	" "
名好	壓氣式		10.0	1	局部扇風機
小田洲	昭和式	1.50		2	"
内幌	プロベラ	5.60	260.0	3	局部扇風機、1臺使用せず
"	多翼式	11.00	510.0	2	" 使用せず
"	プロベラ	1.90	170.0	4	" 2臺使用せず
"	"	5.00	75.0	2	" 使用せず

美田	シロツコ型	7.50		1	主要扇風機、豫備
"	"	14.90		1	"
川上	"	2.24	85.0	8	局部扇風機
"	ルーツプロワー	7.46	85.0	1	主要扇風機、豫備
"	日立 A.P. 型	2.24	125.0	3	局部扇風機
白浦	ラト一式	15.00	425.0	1	" 豫備
内川	三菱 F.L.I. 14型	1.86	62.0	1	局部扇風機

昭和12年末現在設備状況次の如し

炭礦名	標式	K.W.	排氣量 (立方米/分)	臺數	備考
塔路	昭和式 E.G. 型	9.00	235.0	3	局部扇風機、豫備
"	日立式 A.P.M. 型	5.00	150.0	5	" "
"	昭和式 G.E. 型	7.50	210.0	3	局部扇風機
大平	昭和式	2.46	110.0	2	"
"	"	2.24	170.0	5	"
"	"	0.38	23.0	10	"
"	日立式	1.86	80.0	1	"
"	"	0.38	23.0	3	"
"	シロツコ型	22.38	850.0	2	主要扇風機
"	"	7.46	280.0	1	"
"	荏原式	2.24	170.0	2	局部扇風機
小田洲	昭和式	1.50		2	"
大榮	シロツコ型	7.46	277.8	2	主要扇風機
"	昭和式	0.38	27.8	15	局部扇風機、6臺 豫備
名好	壓氣式		10.0	1	局部扇風機
鶴巢	昭和式	1.00		3	"
内幌	多翼式	37.50	1,100.0	1	主要扇風機
"	プロベラ	5.60	340.0	1	局部扇風機

内 視	ブ ロ ベ ラ	1.90	170.0	4	局部扇風機、2臺使用せず
"	"	5.60	260.0	3	" 1臺使用せず
"	"	5.00	75.0	2	" 使用せず
"	多 翼 式	11.00	510.0	2	" "
美 田	シ ロ ッ コ 型	7.50		1	主要扇風機、豫 備
"	"	14.90		1	" "
"	昭 和 式	0.75		2	局部扇風機
川 上	シ ロ ッ コ 型	29.80	850.0	2	主要扇風機、1臺 豫 備
"	日 立 多 翼 式	37.30	850.0	2	" "
"	ル ー ツ プ ラ フ ザ ー	7.46	85.0	1	" 豫 備
"	日 立 多 翼 式	11.20	283.0	2	" "
"	泉 式 200 型	0.56	42.5	4	局部扇風機
"	泉 式 250 型	0.75	56.6	6	"
"	富 士 BLR-482 型	1.22	56.4	1	"
"	日 立 A. P. 型	1.10	70.0	1	"
"	三 菱 F.L.-14 型	1.87	61.0	5	"
"	シ ロ ッ コ 型	2.24	85.0	8	"
"	日 立 A. P. 型	2.24	125.0	3	"
白 浦	ラ ト ー 式	15.00	425.0	1	主要扇風機、豫 備
"	昭 和 式	3.00	85.0	7	局部扇風機
知 取	シ ロ ッ コ 型	123.00	2,800.0	1	主要扇風機、豫 備
"	"	56.00	2,250.0	1	主要扇風機
"	"	1.50	55.0	5	局部扇風機
内 川	泉 式 250 型	0.74	57.0	2	"
"	三 菱 F.L.I.-14 型	1.86	62.0	3	"
惠 須 取	千 代 田 式	3.73	180.0	2	"
"	"	2.23	100.0	2	"

種 別	臺 数					計	當該設備を有する炭 礦 数
	10K.W.未 滿	10~35 K.W.	35~100 K.W.	100K.W.以 上			
主 要 扇 風 機	シ ロ ッ コ	4	1	6	1	12	8
	多 翼 式		2	2		4	
	ル ー ツ プ ロ フ ザ ー	1				1	
	ラ ト ー		1			1	
	計	5	4	8	1	18	
局 部 扇 風 機	シ ロ ッ コ	13				13	13
	昭 和 式	52				52	
	日 立 式	13				13	
	荏 原 式	2				2	
	多 翼 式	2				2	
	泉 式	12				12	
	ブ ロ ベ ラ ー	10				10	
	富 士	1				1	
	三 菱	8				8	
	千 代 田 式	4				4	
	壓 氣	1				1	
計	118				118		
總 計	123	4	8	1	136		

#### 14. 坑 内 照 明

坑内照明として電気安全燈を使用する炭礦益々増加し、油安全燈を使用せるは電気設備整はざる爲止む無く一時的に使用せるものゝみにして將來何れも電気安全燈に移行の傾向を示し、常用數に於て見るも油安全燈が減少する一方電気安全燈は著るしき増加を示せり

昭和12年末現在設備及使用總數は次の如し

炭 礦 名	種 別	設備總數	使用總數	備 考
安 別	本多式電氣安全燈	250	170	
"	ウルフ油安全燈	136	20	瓦斯檢定用
興 南	"	150	90	
立 岩	"	150	30	
増田名好	"	190	183	
豊 畑	"	150	146	
北小澤	"	77	35	
諸 津	"	65	55	
塔 路	G. S. 電氣安全燈	1,100	1,000	
大 平	エヂソン電氣安全燈	600	550	
惠須取	ウルフ油安全燈	118	20	瓦斯檢定用
"	G. S. 電氣安全燈	306	290	
珍 内	本多式H.E型電氣安全燈	150	100	
小田洲	ウルフ油安全燈	70	60	
"	本多式E型電氣安全燈	160	140	
大 榮	エヂソンJ型電氣安全燈	200	175	
"	ウルフ油安全燈	10	5	瓦斯檢定用
鶴 巢	本多式H型電氣安全燈	300	250	
内 幌	G. S. 電氣安全燈	669	600	
"	ウルフ油安全燈	50	43	瓦斯檢定用
美 田	鎌塚式電氣安全燈	170	110	
川 上	エヂソンE型電氣安全燈	600	530	
白 浦	エヂソン型電氣安全燈	100	100	
"	ウルフ油安全燈	300	200	
樫 保	設明社式電氣安全燈	171	171	
"	ウルフ油安全燈	171	—	
"	ウルフ油燈型安全燈	11	11	

幌内保	ウルフ油安全燈	39	37	
知 取	エヂソンE型電氣安全燈	360	260	
"	G. S. 電氣安全燈	100	80	
"	ウルフ油安全燈	100	20	瓦斯檢定用
"	瓦斯檢定燈	4	4	
"	測 量 燈	3	3	
内 川	本多式H型電氣安全燈	208	208	
"	ウルフ油安全燈	210	10	瓦斯檢定用

押殺油安全燈常用數		電氣安全燈常用數		備 考
種 別	數	種 別	數	
ウルフ型	965	G. S. 式	1,970	調査22炭礦中 1. 裸燈使用無し 2. 電氣安全燈及油安全燈併用 2 3. 電氣安全燈使用 13 油安全燈使用 7
		エヂソンE型	1,340	
瓦斯檢定燈	4	エヂソンJ型	175	
測 量 燈	3	エヂソン(型式不明)	100	
		本多式H型	458	
		本多式H.E.型	100	
		本多式E.型	140	
		本多式(型式不明)	170	
		其 の 他	281	
合 計	972	合 計	4,734	

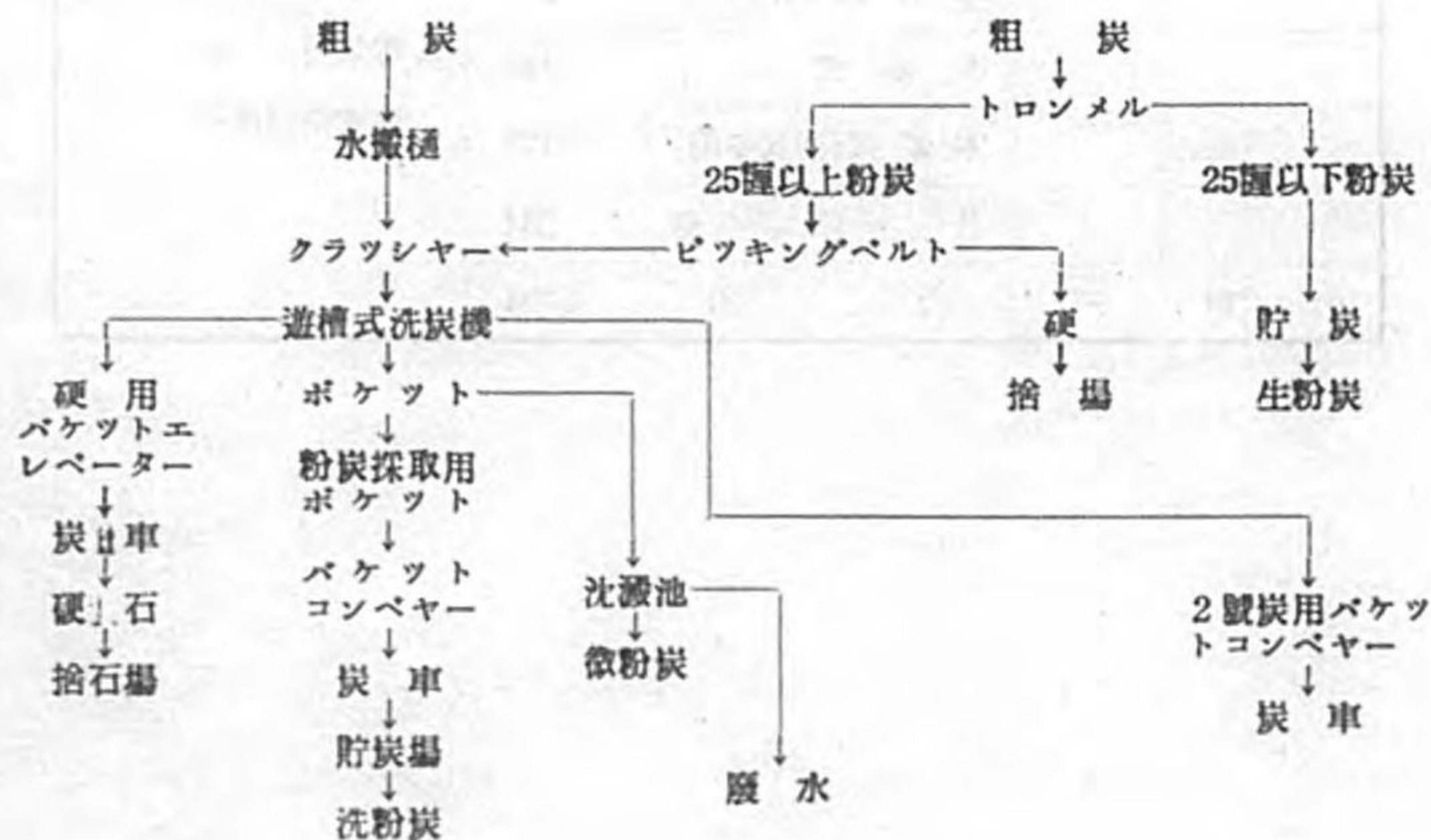
### 15. 選 炭

選炭の必要性愈々加重せらるゝに至り、従来機械選炭設備を有せる川上、知取、大平、内幌、恵須取、内川、美田、安別の各炭礦の外に更に塔路、興南、鶴巢の3炭礦にて機械選炭設備を新設し、又水洗設備を有せしものも従来知取、恵須取、美田、安別の4炭礦なりしも、更に内幌及塔路の兩炭礦にバウム式水洗機、興南炭礦に遊槽式水洗機新設せられ、樺太に於ける選炭も茲に漸く舊套を脱するに至り炭質の向上を見るに至れり

機械選炭設備を有する各炭礦の設備を概説すれば次の如し

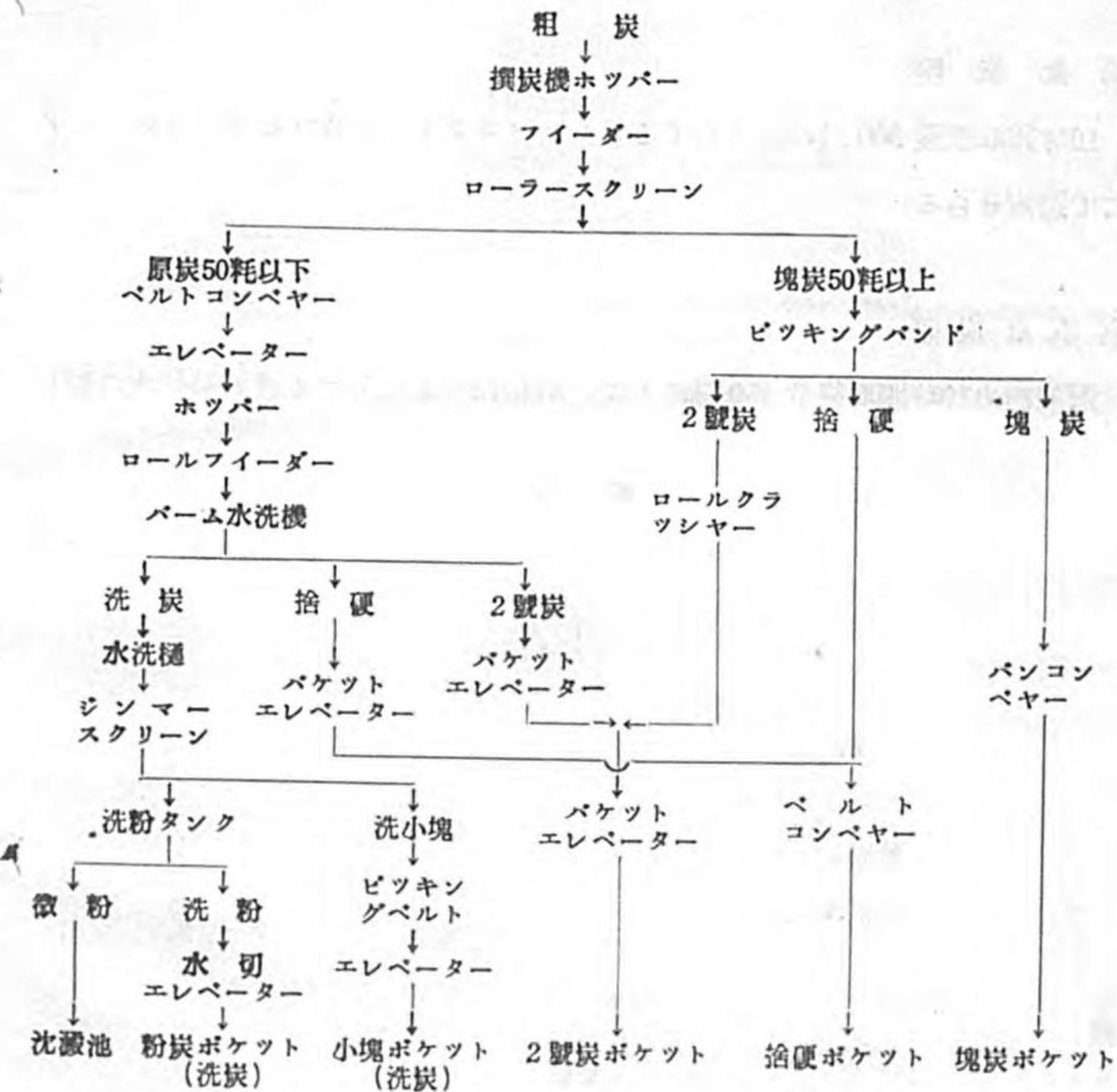
#### 安 別 炭 礦

選炭能力、乾式水洗式共に10時間 350 吨にして、昭和12年末選炭系統は次の如し



#### 塔 路 炭 礦

選炭能力10時間 1,000 吨にして、昭和12年末選炭系統次の如し



#### 大 平 炭 礦

南坑、西1番坑及び西2番坑に専用選炭場を設け何れも各傾斜30度、2.5噸のバースクリーンに依り塊、粉に分類し10時間取扱量各々1,000噸の能力を有す尚南坑、西1番坑選炭場には綿炭破碎用としてロールクラツシャーを設く

#### 興 南 炭 礦

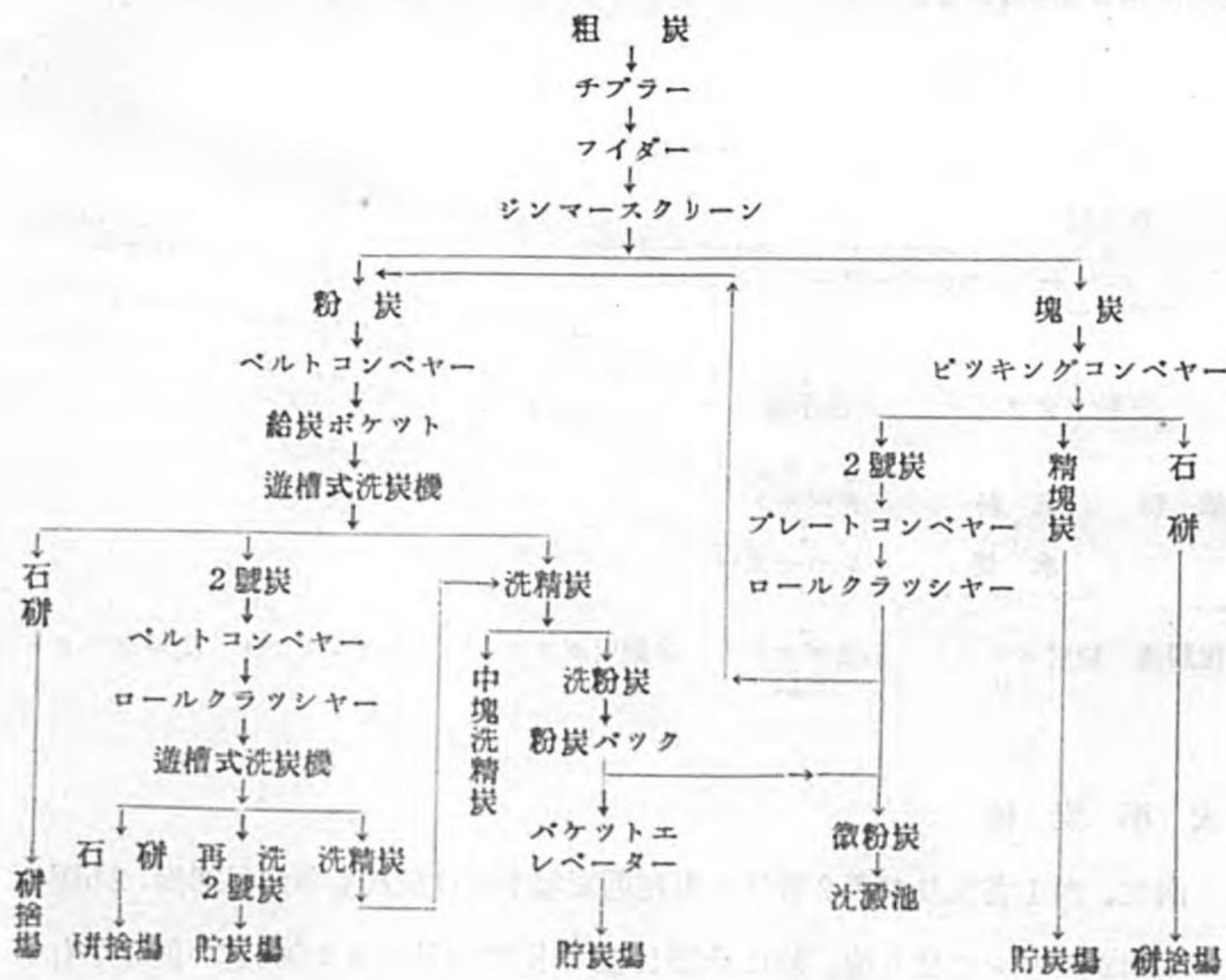
固定スクリーンにて塊、粉に分類せられ塊炭は破碎機にて粉炭となし10時間  
取扱量 200 吨の能力を有する遊槽式水洗機にて選炭せらる

### 鷗巢炭礦

10時間取扱量 300 吨の能力有するジマースクリーン及びピツキングバンド  
にて選炭せらる

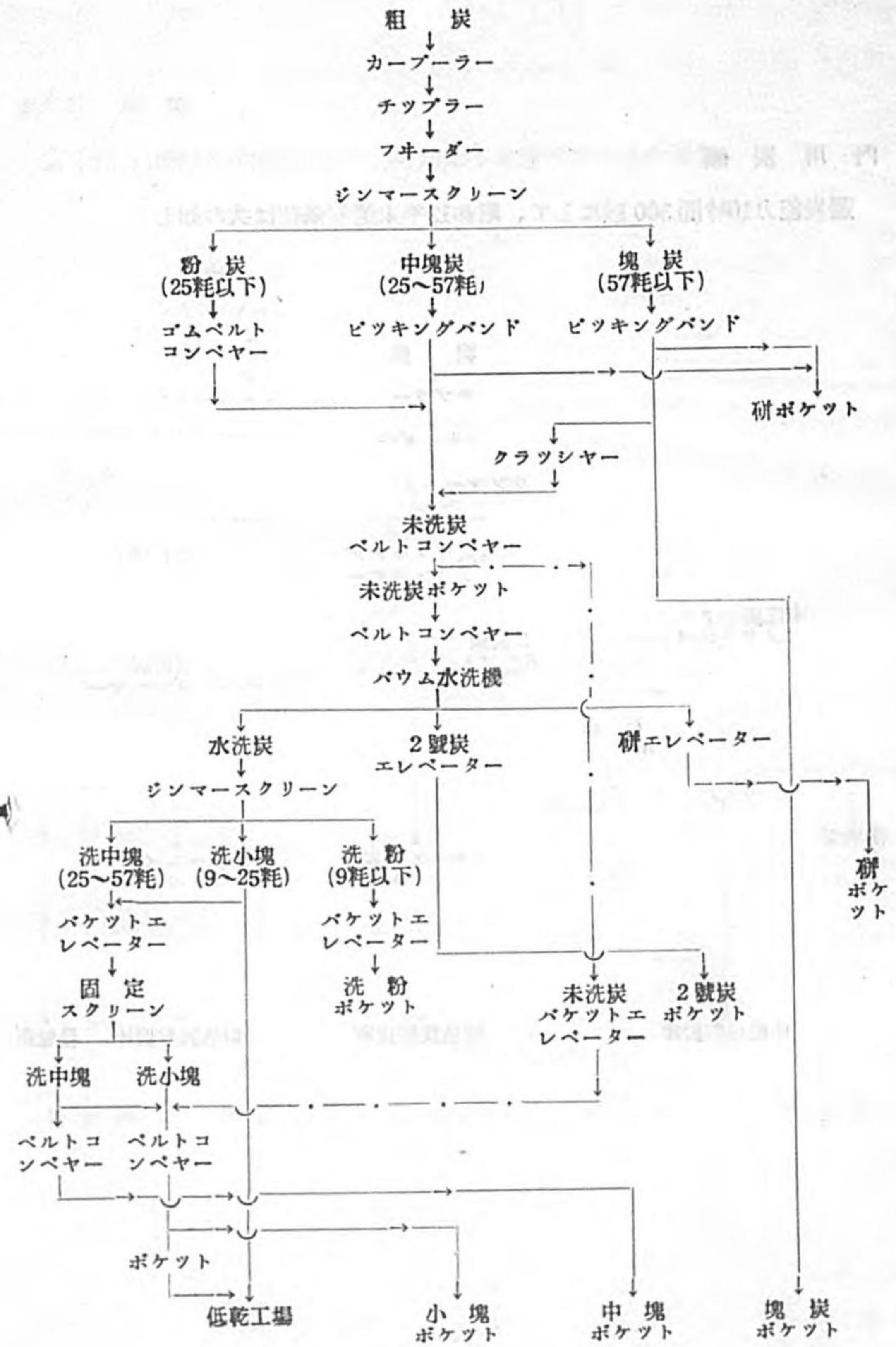
### 恵須取炭礦

選炭能力10時間取扱量 450 吨にして、昭和12年末に於ける選炭系統次の如し



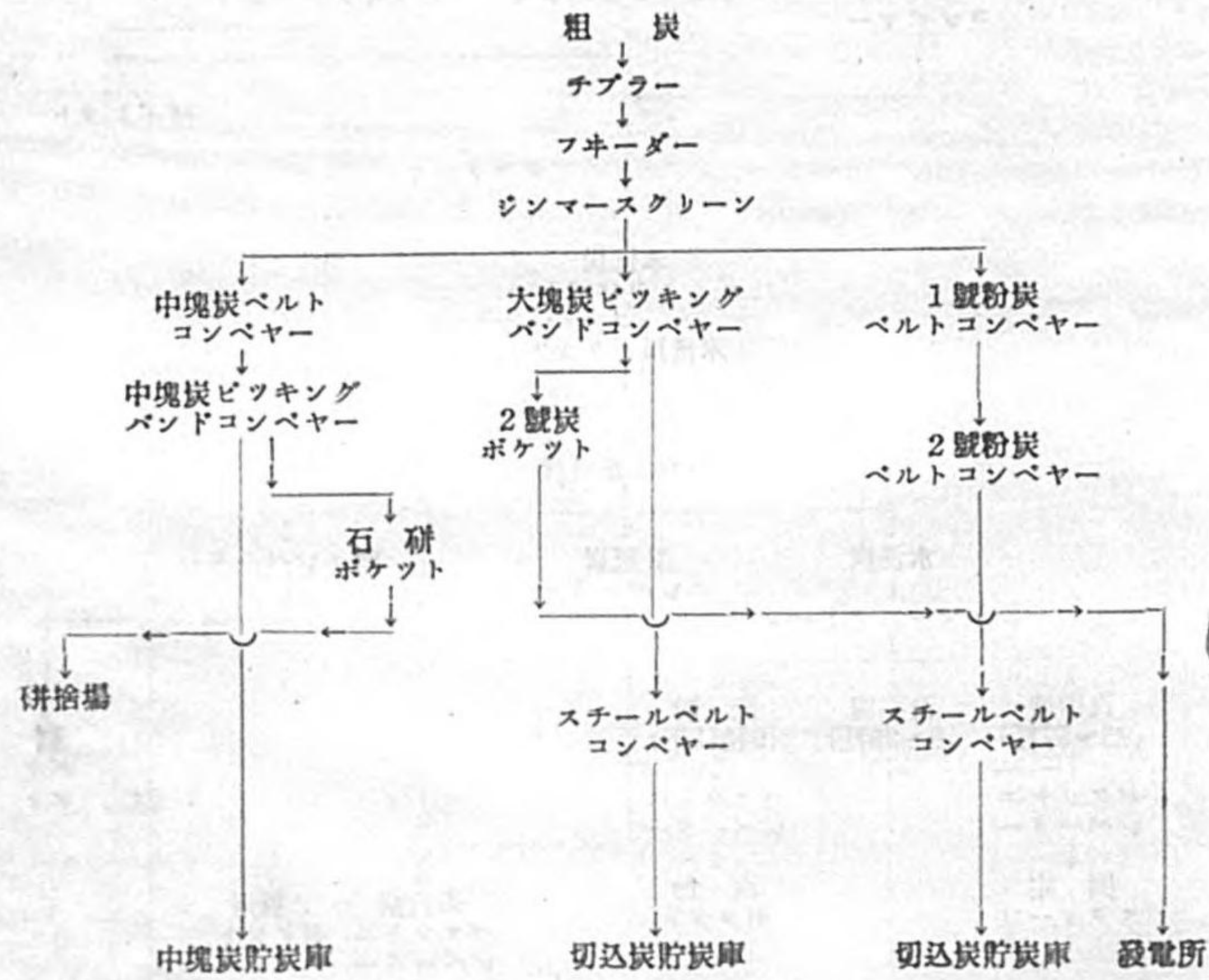
### 内幌炭礦

選炭能力10時間 500 吨にして、昭和12年末選炭系統は次の如し



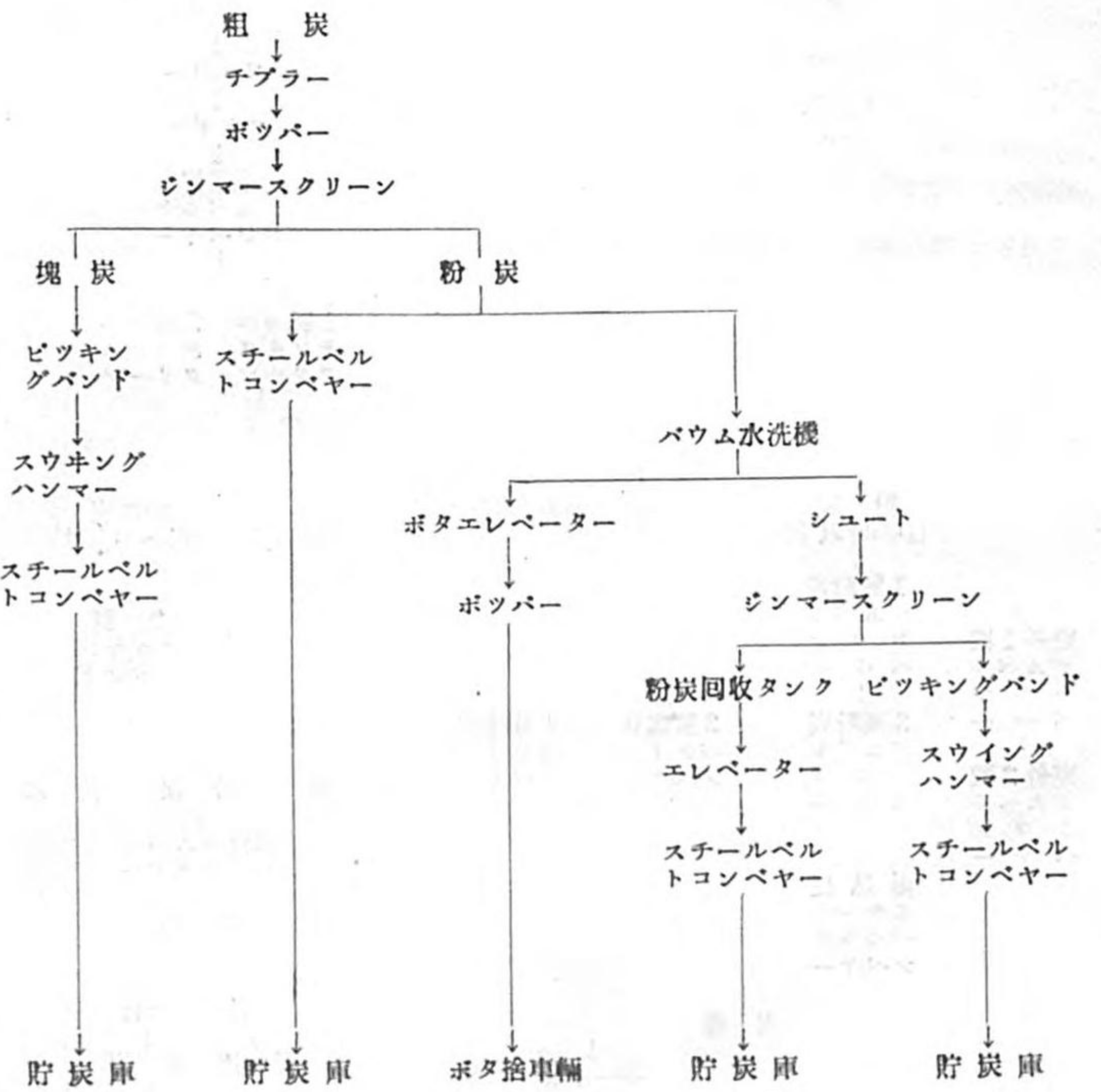
### 内川炭礦

選炭能力10時間300 吨にして、昭和12年末選炭系統は次の如し



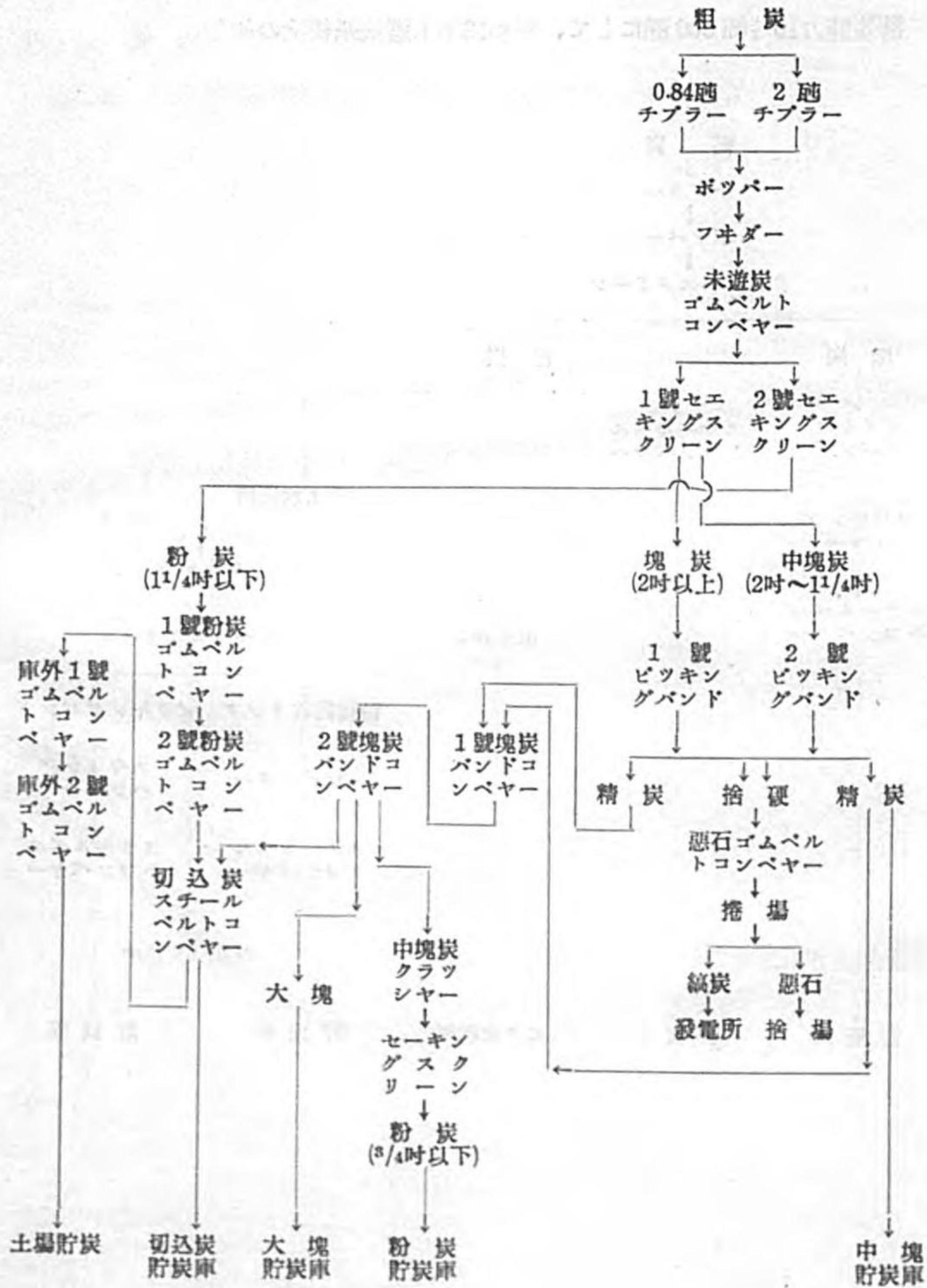
### 知取炭礦

選炭能力10時間500 吨にして、昭和12年末選炭系統次の如し



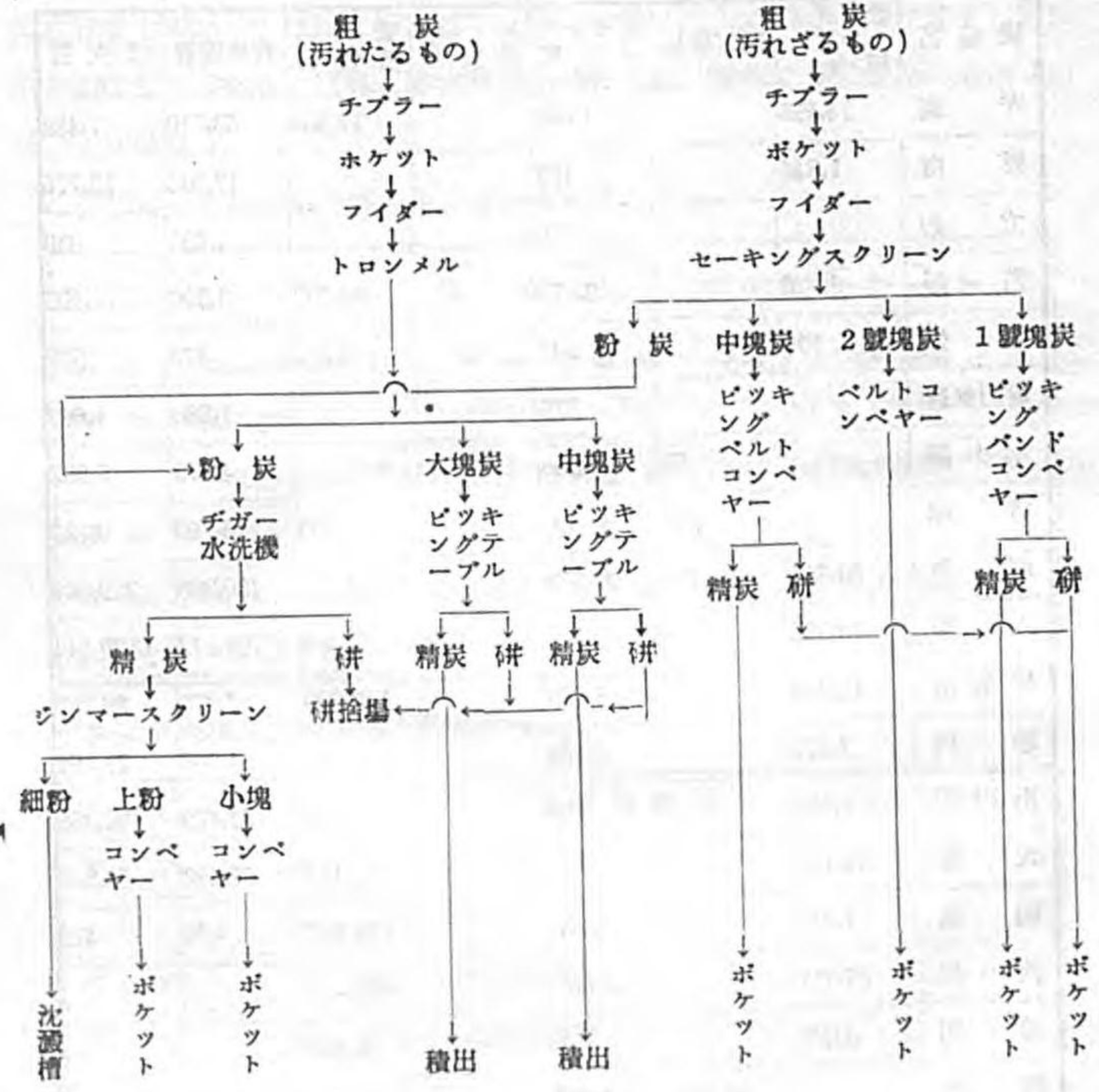
川上炭礦

選炭能力10時間1,000吨にして、昭和12年末選炭系統次の如し



美田炭礦

選炭能力10時間500吨にして、昭和12年末選炭系統次の如し



16. 爆發薬類

樺太に於ける爆發薬類の使用状況を見るに、其の使用量最も多きは硝安ダイナマイト類にして、硝安薬類之に次ぎ、次いでダイナマイト類となり居れり、即ち炭礦に於ては主として安全度高き硝安ダイナマイト類及少數の炭礦にて官製品なる特殊硝安薬を使用し、岩石掘進等のみに普通ダイナマイト類を使用し

又雷管類に於ても極力電気雷管の使用に努め發破に依る災害の防止を圖り居れり

昭和12年中各炭礦別爆發藥類使用量次の如し

炭礦名	硝安ダイ ナマイト 類 (kg)	硝安藥類 (kg)	ダイナ マイト 類 (kg)	其 他 爆 藥 類 (kg)	電 氣 雷 管 (本)	普通雷管 (本)	導火線 (米)
安 別	14,435		1,066		11,508	63,710	7,438
興 南	1,846		465			17,302	10,776
立 岩			110			1,680	852
名 好	5,076		2,275		26,507	3,500	4,195
豊 畑	304		501		3,701	470	397
増田無煙			375			1,880	1,692
北小澤		59	556			4,875	5,993
諸 津		116	696		200	5,780	9,122
塔 路	80,526	21,483	24,574		248,479	180,298	259,069
大 平	19,386			798	169,368	101,112	129,144
恵須取	42,249		6,559		147,889	27,278	26,362
珍 内	2,471		2,483			34,008	21,191
小田洲	4,304		416		1,196	22,478	20,386
大 榮	24,125				32,619	65,598	53,840
鶴 巢	1,830		5,400		116,857	470	479
内 幌	28,017		27,663		266,408		
美 田	5,891				36,848		
川 上		96,337	3,618		452,574	6,744	9,190
白 浦	8,852				65,014		
徑 保	1,046		214		6,508	314	250
幌内保	1,073		11			6,464	5,894
知 取	20,307		1,548		67,433	67,433	
内 川	514	9,550	1,530	229	24,805	23,715	23,715
計	262,252	127,545	80,060	1,027	1,677,914	635,109	589,985

### 17. 電力購入及發電設備

昭和12年中に於ては發電所の新設及増設を爲せるもの甚だ多く、昭和11年末發電容量4,000K.W.に比し昭和12年末發電容量は約5,300K.W.に達せり、發電所を新設せるは豊畑、塔路、珍内及鶴巢の各炭礦、増設せるは安別、美田及白浦の各炭礦なり

昭和12年中に於て電力購入を爲せるもの次の如し

炭礦名	購入高 (K.W.H.)	供給者名	契約價格 (円/K.W.H.)	購入 總價格 (円)	備考
塔 路	1,032,137	樺太電気株式会社	(10月前) 8.5 (10月後) 7.5	84,910.81	
大 平	2,071,229	王子製紙株式会社恵須取工場	4.0	82,849.16	
大 榮	700,242	王子製紙株式会社泊居工場	4.0	28,009.68	
鶴 巢	180,000	樺太電気株式会社	6.5	14,400.00	
知 取	1,609,804	王子製紙株式会社知取工場	4.0	64,392.16	
小田洲	56,553	珍内電燈株式会社	15.9	9,000.00	

昭和12年末現在自家發電所設備状況次の如し

炭礦名	容量(K.W.)	原動力及原動機種類	臺數	備考
安 別	100	火力、2段膨脹汽機	1	常用
"	30	火力、單筒セミディーゼル機関	1	豫備
名 好	5	火力、縦型單筒汽機	1	常用
豊 畑	240	火力、4段膨脹凝縮タービン	1	"
"	240	火力、"	1	豫備
塔 路	1,000	火力、蒸汽タービン	2	常用
恵須取	600	火力、複式豎型汽機直結發電機	3	"
珍 内	100	火力、複式豎型汽機	1	"
鶴 巢	100	火力、豎型汽機	2	"
内 幌	1,250	火力、凝縮蒸汽インパルスタービン直結發電機	1	"
"	240	火力、複式豎型凝縮汽機	1	豫備



内 幌	200	火力、複式堅型凝縮汽機	1	豫 備
"	80	火力、複式横型汽機	1	"
美 田	150	火力、堅型汽機	2	常 用
川 上	400	火力、三菱インパルスギヤードターボ 発電機	1	"
"	160	火力、ベリス機直結発電機	2	豫 備
白 浦	20	火力、横型凝縮汽機傳導発電機	1	"
"	100	火力、"	1	常 用
内 川	264	火力、エツシャーウイス、インパルス ターボ発電機	1	"

18. 救 急 設 備

昭和12年末現在に於て救命器設備を有するは大平、川上、知取の各炭礦にして、他に小田洲、大榮、川上、内川の各炭礦に於ては防毒マスクを、尙大平川上の兩炭礦には蘇生器を設備し、未だ救急設備は廣く普及せざる状態なり

昭和12年末現在に於ける設備状況次の如し

炭 礦 名	種 別	個 數	備 考
大 平	ドレーガー式救命器	10	5 臺 新 設
"	ブルモーター	1	新 設
小 田 洲	ウノエ式瓦斯マスク	20	吸入罐裝入薬豫備、附属品共
大 榮	瓦斯マスク	4	日本化工會社製
川 上	ドレーガー酸素呼吸器	6	川崎造船所製、豫備酸素瓶17本、 6,000立壓縮酸素瓶2本、豫備マ スク5組
"	手働酸素吸入ポンプ	1	U.H型川崎造船所製
"	呼吸器氣密試験器	1	"
"	ノビタ蘇生器	1	シーベゴルマン社製
"	瓦斯マスク	5	日本化工會社製、火災用A型5號
"	救 命 車	1	南四號岩坑道
知 取	プラットー救命器	6	附 屬 品 共
内 川	一酸化炭素用防毒マスク	10	重松製作所製、直結國民マスク

19. 汽 罐、汽 機、蒸 氣 ター ビ ン、石 油 發 動 機

各種設備の機械化、動力化に伴ひ名好、塔路、珍内、小田洲、白浦及美田の各炭礦に汽罐の新設又は増設を見、其他興南及珍内の各炭礦に於ては一時的動力設備として石油發動機を設置せり

昭和12年中に於て新設又は増設せるもの次の如し

炭 礦 名	種 別	方 式	K.W.	火格子 面 積 (平方米)	臺 數	備 考
興 南	石油發動機	吉 田 式	7.46		1	捲 揚 機 用
"	"	ヤ ン マ ー	7.46		1	ク ラ ッ シ ャ ー 用
"	"	"	11.19		1	水 洗 機 用
立 岩	"	堅 型	45.00		1	壓 縮 機 用
名 好	汽 罐	ランカツシャー		2.40	1	選 炭 機 用、休 止
塔 路	"	"		3.70	1	暖 房 用
"	"	"		3.20	1	
珍 内	汽 機	堅 型 複 式	101.90		1	發 電 所 用
"	汽 罐	ランカツシャー		3.05	1	"
"	石油發動機		7.64		1	海 岸 捲 揚 機 用
小 田 洲	汽 罐	横 型 多 管 式		2.00	1	斜 坑 動 力 用
"	"	堅 型		1.10	1	" 豫 備
白 浦	"	横 型 多 管 式		6.97	1	揚 水 及 捲 揚 機 用
美 田	"	圓 罐 式		2.33	1	

昭和12年末現在設備状況次の如し

炭 礦 名	種 別	方 式	K.W.	火格子 面 積 (平方米)	臺 數	備 考
安 別	汽 罐	烟 管 式		3.03	1	發 電 所 用
"	重油發動機	燒 玉 式	30.00		1	" 豫 備
興 南	石油發動機	久 保 田 式	3.73		1	試 錐 用
"	"	ヤ ン マ ー	7.46		2	ク ラ ッ シ ャ ー

興南	石油發動機	吉田式	7.46	1	捲揚用
"	"	ヤンマー	11.19	1	水洗機用
立岩	"	堅型	45.00	1	壓縮機用
名好	汽機	タクマ式	1.98	1	壓縮機、扇風機用
"	"	ランカツシャー	2.40	1	選炭機用、休止
塔路	"	"	3.70	1	暖房用
"	"	多管式	1.90	1	暖房浴場用
"	"	水管式	5.60	2	設電所用
"	蒸気タービン		600.00	2	"
"	汽機	ランカツシャー	3.20	1	暖房用
大平	"	コルニツシュ	1.20	1	暖房及浴場用
"	"	ランカツシャー	2.94	1	"
"	石油發動機		9.15	1	試錐用
恵須取	汽機	バブコック	4.00	2	設電所用
"	"	"	2.00	2	"
"	汽機	堅型凝縮複式	223.80	2	"
"	"	"	216.34	1	"
珍内	汽機	ランカツシャー	3.06	1	"
"	汽機	堅型複式	101.90	1	"
"	石油發動機		7.64	1	海岸捲揚機用
"	"	本多式	3.73	1	安全燈充電用
"	"	トバタ	0.75	1	工作機械用
小田洲	汽機	横型多管式	2.00	1	斜坑動力用
"	"	堅型	1.10	1	" 豫備
"	石油發動機	フオードT型	13.40	1	製材用
内幌	汽機	水管式	5.58	3	設電機及蒸汽動力用豫備
"	"	"	5.95	2	"
"	"	"	11.00	2	"

内幌	汽機	水管式		9.00	1	設電機用常用
"	汽機	堅型凝縮複式	90.00		1	設電機用
"	"	"	55.00		1	選炭機用
"	蒸気タービン	インパルス	1,280.00		1	常用設電機用
"	石油發動機	トバタ	7.5		1	ポンプ動力用
川上	汽機	バブコック		4.70	4	設電機用常用2臺、豫備2臺
"	"	横型多管式		3.10	1	暖房用
"	蒸気タービン	三菱インパルス直結式	400.00		1	設電機用常用
"	汽機	ベリス堅型凝縮複式	176.00		2	" 豫備
白浦	汽機	煙管式		3.25	2	設電機及揚水、捲揚機用
"	"	"		6.97	2	揚水及捲揚機用
"	"	"		4.30	1	"
内川	"	堅型		1.26	1	浴場用
"	"	バブコック		7.40	2	設電所及暖房用常用1臺、豫備1臺
鷓巢	汽機	堅型	100.00		2	設電所用
"	汽機	宮原式		5.50	2	"
美田	"	圓罐式		2.33	1	"
"	"	多管式		2.40	1	"
"	汽機	堅型	95.00		2	"

20. 工作及修理設備

各炭礦共諸種の工作機械類及附屬設備を備へ、旋盤26臺、ボール盤17臺に達す、名好、豊畑兩炭礦は何れも初めて工作設備を爲し、塔路、大菜、川上及内川の各炭礦にては何れも主として旋盤を増設せり

昭和12年中に於て新設又は増設せるもの次の如し

炭礦名	種別	寸度(米)又は能力	臺數	使用目的	備考
名好	旋盤	2.400	1	修理工作用	

名好	ボール盤	0.510	1	修理工作用
"	捻子切盤	(最大) 0.038	1	"
"	金剛砂砥石機	(兩頭式) 0.250	1	工具用
"	送風機	(口径) 0.065	1	鍛工爐用
豊畑	旋盤	2.400	1	修理工作用
"	ボール盤	0.510	1	"
"	セーバー	0.610	1	"
"	金剛砂砥石機	(兩頭式)	1	工具用
"	送風機	(口径) 0.050	1	鍛工爐用
塔路	旋盤	6.000	1	修理工作用
"	"	3.650	1	"
"	平削盤	3.000	1	"
"	セーバー	0.510	1	"
"	ラジアルドリル	1.360	1	"
大榮	旋盤	3.650	1	"
"	電気溶接器		1	"
川上	ボール盤	0.610	1	"
"	ラジアルドリル	2.137	1	"
"	旋盤	3.650	1	"
内川	"	3.650	1	"

昭和12年末現在設備状況次の如し

炭礦名	種別	寸度(米) 又は能力	臺數	使用目的	備考
名好	旋盤	2.400	1	修理工作用	
"	ボール盤	0.510	1	"	
"	捻子切盤	(最大) 0.038	1	"	
"	金剛砂砥石機	(兩頭式) 0.250	1	工具用	
"	送風機	(口径) 0.065	1	鍛工爐用	

豊畑	旋盤	2.400	1	修理工作用
"	ボール盤	0.510	1	"
"	セーバー	0.610	1	"
"	金剛砂砥石機	(兩頭式)	1	工具用
"	送風機	(口径) 0.050	1	鍛工爐用
塔路	旋盤	6.000	1	修理工作用
"	"	3.650	1	"
"	平削盤	3.000	1	"
"	セーバー	0.510	1	"
"	ラジアルドリル	1.360	1	"
"	旋盤	2.400	1	"
"	"	1.820	1	"
"	捻子切盤		1	"
"	ボール盤	0.510	1	"
"	ボールト盤		1	"
大平	旋盤	7.850	1	"
"	"	3.650	1	"
"	"	5.450	2	"
"	ボール盤	0.660	1	"
"	"	0.410	1	"
"	ミーリング	(2番ユニバーサル)	1	"
"	ラジアルドリル	1.360	1	"
"	セーバー	0.410	1	"
"	平削盤	2.400	1	"
"	金剛砂砥石機		2	工具用
"	"		1	カッター用
"	機械鋸		1	修理工作用
"	エアハンマー	(1/4噸)	1	"

大平	ビットシャブナー		1	修理工作用
"	水圧機	(60吨)	1	"
"	電気溶接機		1	"
"	送風機		1	鍛工爐用
"	木工用ボール盤	(1馬力)	1	修理工作用
"	木工用帯鋸機	(1馬力)	1	"
恵須取	金剛砂砥石機		1	"
"	旋盤	2.400	1	"
"	捻子切盤	0.900	1	"
"	ボール盤	0.560	1	"
"	送風機		1	鍛工爐用
"	瓦斯溶接器		1	修理工作用
"	電気溶接機		1	"
珍内	旋盤	1.800	1	"
"	ボール盤	0.900	1	"
大榮	旋盤	3.650	1	"
"	"	2.400	1	"
"	ボール盤		1	"
"	捻子切盤	0.410	1	"
"	金剛砂砥石機		1	"
"	電気溶接機		1	"
内視	ボール盤	0.550	2	"
"	"	0.254	1	"
"	旋盤	3.000	1	"
"	"	2.400	1	"
"	"	1.210	1	"
"	平削盤	2.400	1	"
"	セーバー	0.406	1	"

内視	捻子切盤	0.025	1	修理工作用
"	電気溶接機	(15K.V.A.)	1	"
"	送風機	0.150	1	"
美田	旋盤	3.600	1	"
"	"	2.400	1	"
"	金剛砂砥石機	0.300	1	"
川上	旋盤	3.650	2	"
"	"	2.400	2	"
"	ボール盤	0.610	1	"
"	"	0.510	1	"
"	ラヂアルドリル	2.137	1	"
"	捻子切盤 (自働閉閉式)		1	"
"	セーバー	0.457	1	"
"	送風機	0.406	1	"
"	金剛砂砥石機		4	" 0.304米、0.355米 0.114米、0.050米
"	電気溶接器	(8.5K.W.)	1	"
"	石油酸素瓦斯溶接器		1	"
"	エヤーハンマー	(1/4吨)	1	"
"	水圧機	(25吨)	1	車輪嵌取外用
"	コールカッター ビットシャブナー		1	修理工作用 サリバン式
"	オートマチックカッター ビートヒーター	(ビット30)	1	"
"	ドリルシャブナー	(最大) 0.063	1	"
"	空気圧縮機		1	"
知取	旋盤	2.400	1	"
"	セーバー	0.410	1	"
"	水圧機 (壓力2.000封度)		1	車輪嵌取外用
"	ボール盤	4.850	2	修理工作用
"	電気溶接機	(7.5K.W.)	1	"

知取	瓦斯熔接器		1	修理工作用
内川	旋盤	3.650	1	"
"	"	2.400	1	"
"	ボール盤	0.580	1	"
"	捻子切盤	(直動式) 0.032	1	"
"	金剛砂砥石機	(兩頭式) 0.300	1	"
"	送風機	0.130	1	"
"	電気熔接機	(11K.W.)	1	"

種 別	臺 數	種 別	臺 數
旋盤	26	ラヂアルドリル	3
ボール盤	17	機械鋸	2
ネジ切盤	7	機械鋏	2
平削盤	3	ビツクシャープナー	3
ボールト盤	1	水圧機	3
ミーリング	1	電気熔接機	7
砥石機	13	瓦斯熔接機	3
セーパ	6	空気壓縮機	1
送風機	7	ビツトヒーター	1

(終)

昭和十三年十一月二十一日印刷  
昭和十三年十一月二十五日發行

樺太廳殖産部鑛務課編纂

樺太廳殖産部大連南六丁目一番地  
印刷者 佐々木龜一  
樺太廳殖産部大連南六丁目一番地  
印刷所 樺太印刷合資會社  
電話 2212 番

●樺太ニ於ケル石炭ノ探掘ニ關ス

ル法律

明治四十五年六月二十二日  
法律第二十三號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル樺太ニ於ケル石炭ノ探掘ニ關スル法律ヲ裁可シ  
茲ニ之ヲ公布セシム (總理大臣副署)

第一條 樺太ニ於テハ主務大臣ノ指定シタル區域内ノ石炭探掘ニ付探掘料  
ヲ徵收ス

前項ノ區域内ニ於ケル石炭ノ探掘ハ其ノ探掘料ヲ競争入札ニ付シ落札者  
ニ之ヲ許可ス

競争入札加入者ノ資格及競争入札ノ方法ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ  
定ム

第二條 行政官廳ハ前條ノ規定ニ依ル探掘ノ許可ニ條件ヲ附スルコトヲ  
得

前項ノ條件ニ依リテ生スル鐵業權者ノ義務ハ鐵業權ト共ニ移轉ス

第三條 鐵業權者探掘料ヲ完納セス又ハ許可ノ條件ニ違反シタルトキハ行  
政官廳ハ其ノ鐵業權ヲ取消スコトヲ得

第四條 探掘料ノ徵收ニ關シテハ國稅徵收法及明治四十年法律第三十四號  
ヲ準用ス但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次クモノトス

附則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際第一條ノ區域内ニ於ケル國ノ石炭探掘區域ニ付テハ國ハ其ノ  
鐵業權ヲ有ス



參照

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル人造石油製造事業法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十二年八月九日

内閣總理大臣	公爵	近衛	文麿
内務大臣		馬場	鐵一
海軍大臣		米内	光政
陸軍大臣		杉山	元
大藏大臣		賀屋	興宜
商工大臣		吉野	信次

法律第五十二號(官報八月十日)

人造石油製造事業法

第一條 本法ハ液體燃料ノ供給ヲ確保スル爲人造石油製造事業ノ確立ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 人造石油製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ  
前項ノ人造石油製造事業ノ範圍及許可ニ關シ必要ナル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上、取締役ノ半數以上、資本ノ半額以上及議決權ノ過半

數ガ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス  
前條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ



明治四十五年法律第二十二號中改正法律案



明治四十五年法律第二十三號中左ノ通改正ス

第一條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ樺太ニ於テ人造石油製造事業法第二條ノ規定ニ依リ人造石油製造事業ノ許可ヲ受ケタル會社ニ對シテハ行政官廳其ノ採掘料ヲ定メ之ヲ許可スルコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十五年法律第二十三號中改正法律案理由書

人造石油製造事業ヲ振興シ併セテ樺太ノ拓殖ニ資スル爲封鎖炭田ノ石炭採掘ニ付人造石油製造事業ノ許可ヲ受ケタル會社ニ對シテハ競争入札ノ方法ニ依ラズ其ノ採掘料ヲ定メ之ヲ許可シ得ルコトトシ以テ其ノ事業ノ遂行ニ便ナラシムルノ途ヲ拓ク爲明治四十五年法律第二十三號中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

參照

明治四十五年法律第二十三號ハ樺太ニ於ケル石炭ノ採掘ニ關スル法律ナリ



十一

商甲第 三號

案 起

昭和十四年三月十七日

閣議決定

昭和十四年三月十七日施行

裁可

昭和十四年三月十八日行

公布

內閣總理大臣

齋藤

內閣書記官長

內閣書記官

外務大臣

齋藤

陸軍大臣

齋藤

文部大臣

尾崎

遞信大臣

齋藤

厚生大臣

齋藤

內務大臣

齋藤

海軍大臣

齋藤

農林大臣

齋藤

鐵道大臣

齋藤

近衛鐵道院

大藏大臣

齋藤

司法大臣

齋藤

商工大臣

齋藤

拓務大臣

齋藤

別紙兩院ノ議決ヲ經タル鑛業法中改正

法律 並案ヲ審査スルニ右ハ貴族院



議長上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ可然ト認ム

限遊兩制上蘇山諭 發案

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル 鑛業法

中改正法律 裁可シ茲ニ之ヲ

公布セシム

御名 御璽

昭和十四年三月二十三日

内閣總理大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

法律第二十三號

(上奏、通)

內閣

貴族院ハ兩院ノ議ヲ經タル  
鑛業法中改正法律案ノ  
裁可ヲ奏請ス

昭和十四年三月十七日

貴族院議長伯爵松平頼吉



鑛業法中左ノ通改正ス

第十四條中「第八章」ヲ「第九章」ニ改ム

第四十一條中「第七十二條」ノ下ニ「若ハ第七十四條ノ四第三項」ヲ加フ

第五章ヲ第六章トシ以下順次繰下ゲ第四章ノ次ニ左ノ一章ヲ加フ

#### 第五章 鑛害ノ賠償

第七十四條ノ二 鑛物掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿、坑水廢水ノ放流、捨石鑛滓ノ堆積又ハ鑛煙ノ排

出ニ因リテ他人ニ損害ヲ與ヘタルトキハ 損害發生ノ時ニ於ケル當該鑛區ノ鑛業權者、損害

發生ノ時鑛業權消滅セル場合ニ於テハ鑛業權消滅ノ時ニ於ケル當該鑛區ノ鑛業權者其ノ損

害ヲ賠償スル責ニ任ス

前項ノ場合ニ於テ損害カニ以上ノ鑛區ノ鑛業權者ノ作業ニ因リテ生シタルトキハ各鑛業權



者ハ連帶シテ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ損害カ二以上ノ鑛區ノ鑛業權者ノ作業ノ中孰レニ因リテ生シタルカヲ知ルコト能ハサルトキ亦同シ

前二項ノ場合ニ於テ損害發生ノ後鑛業權者其ノ鑛業權ヲ讓渡シタルトキハ損害發生ノ時ノ鑛業權者及其ノ後ノ鑛業權者ハ連帶シテ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ

前三項ノ賠償ニ付テハ共同鑛業權者ノ義務ハ連帶トス

第七十四條ノ三 前條第二項ノ連帶債務者相互ノ間ニ於テハ其ノ各自ノ負擔部分ハ相均シキモノト推定ス

前條第三項ノ場合ニ於テ鑛業權ヲ讓受ケタル者賠償ノ義務ヲ履行シタルトキハ損害發生ノ時ノ鑛業權者ニ對シ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第七十四條ノ四 石炭ヲ目的トスル鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因リテ生スベキ損害ノ賠償ヲ擔保スル爲其ノ掘採シタル石炭ノ數量ニ應シ毎年一定

額ノ金銭ヲ供託スヘシ但シ金銭ニ代ヘ其ノ金額ニ相當スル國債ヲ供託スルコトヲ妨ケス  
前項ノ規定ハ國ノ鑛業ニ之ヲ適用セス

石炭ヲ目的トスル鑛業權者第一項ノ供託ヲ怠リタルトキハ主務大臣ハ鑛業ノ停止ヲ命スル  
コトヲ得

第七十四條ノ五 石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因リテ損害ヲ被リタル者ハ其ノ損害賠償請求  
權ニ關シ前條第一項ノ供託物ニ付他ノ債權者ニ先チ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス  
前項ノ權利ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十四條ノ六 石炭ヲ目的トスル鑛業權者其ノ鑛業權ヲ讓渡シタルトキハ第七十四條ノ四  
第一項ノ供託物ニ對スル權利ハ讓受人ニ移轉ス

第七十四條ノ七 石炭ヲ目的トスル鑛業權者又ハ鑛業權者タリシ者ハ左ノ場合ニ限り命令ノ  
定ムル所ニ依リ第七十四條ノ四第一項ノ供託物ヲ取戻スコトヲ得

一 石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償シタルトキ

二 鑛業權消滅後十箇年ヲ經ルモ石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因ル損害ノ生セサルトキ

第七十四條ノ八 損害ノ賠償ハ金錢ヲ以テ之ヲ爲ス但シ賠償金額ニ比シ著シク多額ノ費用ヲ要セスシテ原狀ノ回復ヲ爲スコトヲ得ルトキハ被害者ハ原狀ノ回復ヲ請求スルコトヲ得

賠償義務者ノ申立アリタル場合ニ於テ裁判所適當ト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス金錢ノ賠償ニ代ヘ原狀ノ回復ヲ命スルコトヲ得

第七十四條ノ九 損害ノ發生ニ關シ被害者ニ責ムヘキ事由アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ責任及範圍ヲ定ムルニ付之ヲ斟酌スルコトヲ得損害ノ發生ニ關シ天災其ノ他ノ不可抗力ノ競合シタルトキ亦同シ

第七十四條ノ十 損害賠償ノ額カ豫定セラレタル場合ニ於テ其ノ額カ著シク不當ナルトキ

ハ當事者ハ之カ増減ヲ請求スルコトヲ得

第七十四條ノ十一 損害賠償請求權ハ被害者カ損害及賠償義務者ヲ知りタル時ヨリ三箇年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス損害發生ノ時ヨリ二十箇年ヲ經過シタルトキ亦同シ

前項ノ期間ハ進行中ノ損害ニ付テハ其ノ進行ノ止ミタル時ヨリ之ヲ起算ス

第七十四條ノ十二 鑛害ノ賠償ニ關シ爭議ノ生シタルトキハ當事者ハ損害ノ發生地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ當事者ノ合意ニ依リテ定ムル地方裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

小作調停法第二條、第六條、第十條、第十二條乃至第十五條、第二十一條、第二十二條、第二十四條乃至第二十八條、第二十九條第一項、第三十條乃至第三十五條、第三十七條乃至第四十條及第四十八條、借地借家調停法第四條ノ二、第十條、第十八條及第二十九條乃至第三十一條、金錢債務臨時調停法第六條第一項第四項、商事調停法第一條第二項第三項、第四條及第

五條並人事調停法第六條及第十條ノ規定ハ前項ノ調停ニ之ヲ準用ス

六

第七十四條ノ十三 調停委員ハ特別ノ知識經驗ヲ有シ公正ナル調停ヲ爲スニ適スル者ニ就キ  
毎年豫メ地方裁判所長ノ選任シタル者又ハ當事者ノ合意ニ依リ選定セラレタル者ノ中ヨリ  
各事件ニ付調停主任之ヲ指定ス

第七十四條ノ十四 裁判所又ハ調停委員會必要アリト認ムルトキハ關係官廳其ノ他適當ト認  
ムル者ニ對シ意見ヲ求メ又ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

關係官廳ハ裁判所又ハ調停委員會ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第七十四條ノ十五 本章ノ規定ハ鑛業ニ從事スル者ノ業務上ノ負傷、疾病及死亡ニ關シテハ  
之ヲ適用セス

第九十六條 第十條第三項若ハ第十一條ノ規定ニ違背シタル者又ハ第七十二條、第七十四條  
第一項若ハ第七十四條ノ四第三項ノ命令ニ從ハサル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章ノ改正規定ハ第七十四條ノ四乃至第七十四條ノ七ノ規定ヲ除クノ外本法施行前ニ爲シタル作業ニ因リテ本法施行後ニ生ジタル損害ニモ之ヲ適用ス

本法施行前ニ生ジタル損害ニシテ補償金、手當金、見舞金其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ被害者ガ其ノ賠償ヲ受ケズ又ハ賠償ヲ受ケタルモ其ノ額ガ著シク少額ナリシモノニ付テハ被害者ハ賠償又ハ其ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

第七十四條ノ二第一項、第二項及第四項、第七十四條ノ三第一項、第七十四條ノ八、第七十四條ノ九竝ニ第七十四條ノ十一乃至第七十四條ノ十五ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス但シ第七十四條ノ十一第一項ノ三箇年ノ期間ハ被害者ガ本法施行前ニ損害及賠償義務者ヲ知リタルトキハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

鑛業法中改正法律案

右衆議院ノ議決ヲ經タル政府提出案本院ニ於  
テ可決セリ依テ御執奏相成度議院法第三十一  
條ニ依リ此段申進候也

昭和十四年三月十七日

貴族院議長伯爵松平賴壽



内閣總理大臣男爵平沼騏一郎殿



鑛業法中改正法律案帝國議會

へ提出ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十四年二月十六日

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎





高甲 三

昭和十四年二月十六日

昭和十四年二月十六日

内閣書記官長

内閣書記官



内閣總理大臣 近衛

法制局長官

外務大臣 近衛

陸軍大臣 近衛

文部大臣 近衛

遞信大臣 近衛

厚生大臣 近衛

内務大臣 近衛

海軍大臣 近衛

農林大臣 近衛

鐵道大臣 近衛

近衛樞密院議長

大藏大臣 近衛

司法大臣 近衛

商工大臣 近衛

拓務大臣 近衛

別紙司法商工拓務三大臣請議鑛業  
法中改正法律案

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通

去 制 司

閣議決定帝國議會ニ提出セラレ可然ト認ム

法律案

呈案附箋ノ通

鑛業法中改正法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

昭和十四年二月十七日衆へ

内閣總理大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

法制局商第二號

昭和十四年二月六日

主任商工書記官 山本茂



井子

閣商第三號

鑛業ノ作業ニ基ク損害ノ賠償ヲ適當ニ  
 規制スルハ喫緊ノ要務ナリト認メラルニ付鑛  
 業法中改正法律ヲ制定シ以テ鑛業權者ノ  
 賠償責任及其ノ範圍ヲ明確ニ且此ノ種  
 紛議ノ圓滿ナル解決ヲ圖ルノ要アリ仍テ之ニ  
 關スル法律案ヲ第七十四回帝國議會ニ  
 提出致度別紙法律案並ニ理由書ヲ具シ  
 此段閣議ヲ請フ

昭和十四年二月四日

商甲三

商 二 省